

海洋管理協議会（MSC）

---

---

## MSC 漁業認証要求事項—附属文書 SA



第2版、2014年10月1日

## 著作権表示

「MSC 漁業認証要求事項」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）に帰属する。- 不許複製・禁無断転載

この規準の公用語は英語である。正式文書は MSC のウェブサイト [www.msc.org](http://www.msc.org) に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

Marine Stewardship Council  
Marine House  
1 Snow Hill  
London EC1A 2DH  
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900  
Fax: + 44 (0) 20 7246 8901  
Email: [standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)

## 本規準の責任

本規準に関する責任は MSC が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。  
最新の正式文書は MSC のウェブサイト [www.msc.org](http://www.msc.org) に公開されている。

### バージョン履歴

版	発行日	改訂内容
協議草案	2011年1月17日	協議用の MSC スキーム共通要求事項の初版発行。
0.0	2011年3月7日	MSC と認証機関との協議による改訂草案の初校。
0.8	2011年5月19日	MSC 技術諮問委員会 (TAB) による最終見直し、承認のための草案発行。
1.0	2011年8月15日	認証機関申請用の第1版発行。
1.1	2011年10月24日	グループ CoC 要求事項を組み入れ、タイプミスやページ番号、参照間違い及び解読不能のフローチャートの校正発行。
1.2	2012年1月10日	再認証、異議申し立て手続き、二枚貝漁業の審査に適用する標準審査の修正ツリー、実施期限及び ASC 要求事項への変更を承認した TAB 20 を組み入れた版の発行。 少量の編集、参照事項の間違い及び不足、タイプミス、解読不能な図の校正。
1.3	2013年1月14日	変更を承認する TAB21 及び BoT を組み入れた版を発行。 少量の編集や明瞭化を含む。
2.0	2014年10月1日	時間とコストの見直しによる、漁業認証規準の確認及び認証機関による手順の変更を受けて行われた規準改訂を組み入れた版の発行

## 海洋管理協議会

### ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これが MSC のビジョンである。

### 使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これが MSC の使命である。

### 焦点

MSC は変革を推進するために漁業や小売業者、加工業者、消費者等と協働し、自ら策定した環境規準及び独立性への妥協を許さず、世界で最も信頼され、認識度の高い、確実な水産物のエコラベルを通じ、世界有数の天然魚漁業認証プログラムを提供し続けることに一意専心する。

## はじめに

### 漁業認証

MSC の持続可能な漁業と水産物のトレーサビリティ規準は、ステークホルダーとのグローバルな協議を通じて策定されたものである。これによって、MSC ラベル表示の水産物は、供給元である持続可能な漁業まで遡って追跡することができる製品であることの確証が得られるのである。

MSC 規準及び要求事項は、認証及びエコラベル制度のベストプラクティスのための国際的なガイドラインに準拠している。

適切に管理された持続可能な漁業であることを主張するためには、MSC 漁業認証規準の要求事項に準拠していなければならない。

世界各国の漁業によって推進されている適切な管理方策は、生計の安定、次世代のための漁業資源の確保、そして海洋環境の保全に貢献している。持続可能な漁業は、独立第三者機関による信頼性の高い審査によって、科学的根拠に基づく MSC の持続可能な漁業のための環境規準を順守しているとして認証される。これにより、持続可能な漁業は水産市場において認識され、報奨される。また、消費者は、適切に管理された持続可能な漁業を供給元とする水産製品を購入しているという安心を得られる。

MSC 規準は、セクション 7.4 の要求事項を満たす天然魚漁獲漁業に適用される。

MSC 漁業規準は三原則から成り立っている。

#### 原則 1：持続可能な漁獲対象資源

漁業は、過剰漁獲もしくは枯渇を引き起こさない方法で行わなければならず、枯渇状態にある固体群については、回復が実証できる方法で漁業が行われなければならない。

#### 原則 2：漁業の環境への影響

漁業活動は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

#### 原則 3：適切な管理

漁業は、地域や国内、国際的な法と規制を尊重し、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する適切な管理システムが必要である。

## 実施期限 ◎

### 発行日

公開日：2014年10月1日

発行日：2015年4月1日

手順に関する要求事項と、規準に関する要求事項とでは実施期限が異なる。同じ文書に含まれてはいるものの、MSC漁業規準は附属文書S類に、手順への要求事項は漁業認証要求事項の本文、及び附属文書P類に記載されている。

発行日以降に開始される初回本審査については、漁業認証要求事項第2版の規準への新たな要求事項を順守し、RBF（附属文書PF）を含む新規手順を適用しなければならない。

MSC既存漁業（発行日より前に審査入りした、あるいは認証を取得した漁業）については、2015年4月1日以降に開始される初回審査、監査、認証範囲の拡張、再認証審査を含むその他の審査を、漁業認証要求事項第2.0版に含まれる手順に関する新たな要求事項（附属文書PFのRBF要求事項を除く）に従って実施しなければならない。規準への要求事項第1.3版をまだ使用している既存漁業は、認証要求事項第1.3（附属文書CC）に記載されているRBF要求事項を適用しなければならないが、漁業認証要求事項第2.0版、附属文書PFのRBF手順の適用申請をし、承認された漁業はこの限りではない。申請内容は、認証要求事項の版による違いをどのように考慮し、附属文書PFのどのセクションを適用すべきかを明確にするものでなければならない。◎

既存漁業（審査中もしくは認証取得漁業）は、2017年10月1日以降に開始される最初の再認証審査において、規準への新たな要求事項と共にRBF（附属文書PF）を適用しなければならない。

手順及び規準に関する新たな要求事項の公開日である2014年10月1日以降は、どの漁業も、彼らが希望し、認証機関がその意思を確認することができれば、それを適用することができる。

2012年3月10日前に本審査入りし、2014年12月1日までに公開用認証報告書案を公開していない漁業は漁業認証要求事項7.3を適用しなければならない。

認証機関は、本審査入りの発表から認証までの段階、及び監査において、同じ漁業認証要求事項のバージョンを使用しなければならない。但し、漁業認証要求事項セクション7.3.3～4に示されているように、審査に遅れが生じている場合やRBF手順の特例が適用される場合にはこの限りではない。

### 再確認

漁業認証要求事項1から附属文書PFまでのセクションは、認証機関が漁業を審査する際の手順を示している。これらの文書は毎年改訂される。

附属文書SA～SDはMSC漁業認証規準である。これらの附属文書については、ISEAL、社会環境基準設定のための適正実施規範に則った規準の見直しの一環としてのみ改訂される。次の規準見直しは2019年に予定されている。

MSCでは、漁業規準に関するご意見を隨時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しの参考にさせていただきますので、郵送もしくはメールにて本文書の冒頭に記載されている連絡先までお寄せください。

MSC の方針策定プロセス並びに規準策定の手順に関する詳細は、MSC 方針ウェブサイト及び MSC のウェブサイトをご覧下さい。

## 本文書の概要

MSC 漁業認証要求事項は以下のセクションから構成されている。

1. 3つの原則からなる MSC 漁業認証規準と、漁業の種類によって適用される修正規準（附属文書 SA, SB, SC 及び SD）。
2. MSC 漁業認証規準へのガイダンス（附属文書 GSA, GSB, GSC 及び GSD）。
3. セクション 1～8 及び手順に関する附属文書 PA～PF。
4. セクション 1～8 のガイダンス、及び手順に関する附属文書 PA～PF のガイダンス（GPA～GPX）。

## 漁業認証要求事項

MSC 漁業認証要求事項の目的は以下の通りである。

1. 一貫性のある認証要求事項の確立により、すべての認証機関が一貫性のある統制された方法で業務を実施できるようにする。
2. 政府や国際機関（規制機関や管理機関を含む）、認証機関、水産物や水産製品のサプライヤー、NGO、消費者を含む潜在的なステークホルダーに信頼される国際的な認証プログラムに必要な透明性を確立する。
3. 長期にわたる一貫性のある MSC 認証を確証するための証拠文書の提供する。

## ガイダンス

MSC 漁業認証要求事項に対する認証機関の理解を深めるために、MSC 漁業認証要求事項のガイダンス（GFCR）が策定された。

ガイダンスは以下の目的としている。

認証機関の疑問を解消

MSC の懸念を解消

MSC 及び認証機関スタッフの研修の教材として使用

特殊事例における手順の解説。

その他、以下のために MSC 漁業認証規準のガイダンスが策定された。

- 附属文書 SA に規定されている審査要求事項の特定項目における MSC の意図を明確にし、認証機関が一貫性のある統制のとれた方法で業務を実施できるようにする。
- 政府や漁業管理機関、認証機関、水産物や水産製品のサプライヤー、NGO、消費者を含むステークホルダーに信頼される国際的な認証プログラムに必要な透明性を確立する。

- MSC エコラベルが表示されている水産物や水産製品の供給元が、MSC の原則と基準によって定義される、適切に管理された持続可能な漁業であることを確実に保証するシステムを明記。

ガイダンスが記載されている条項については、漁業認証要求事項の条項の見出しと番号と一致させ、その前にガイダンスであることを示す「G」の頭文字を表記した。

MSC では、MSC 漁業認証要求事項と MSC 漁業認証要求事項のガイダンス (GFCR) を併せて熟読することを認証機関に推奨している。MSC 漁業認証要求事項の文章はガイダンスに引用されていない。

主な見出し内容、もしくは特定の条項に対してガイダンスが示されている場合には、見出しもしくは条項の終わりに■のアイコンが表示され、重要なガイダンスの場合には■が表示されている。それぞれのアイコンには関連ガイダンスのハイパーリンクが設定されている。

## 審査能力

本ガイダンスそのものに審査能力は無いものの、本文書内的重要ガイダンスを認証機関が審査に適用することが期待されている。適用しない場合には明確な根拠がなければならない。認定機関は、漁業認証要求事項の条項への不適合が提起された際に、重要ガイダンスを参照する可能性がある。

重要ガイダンスが示されている場合には■のアイコンが表示されている。重要ガイダンスは以下を含む場合に示されている。

**特殊事例**：特定の種類の漁業やデータ、状況に適用される要求事項に関するガイダンス。例えば、LTL（低次栄養段階）固体群を評価するにあたり、管理基準への業績については、生態系における魚種の役割を考慮に入れなければならない、といった内容である。

漁業認証要求事項の条項について、より明確な実施方法が示されている場合には、そのガイダンスに従うことが期待されている。他の方法をとる場合には、その根拠を示す必要がある。

重要ガイダンスは、本パラグラフのように、ガイダンス内のサイドバーで示されている。ガイダンス内の▲のアイコンには対応する要求事項のセクションもしくは条項へのハイパーリンクが設定されている。

## 特例

特例は脚注で示され、以下の内容が含まれている。

- 特例の決定責任部門
- 決定が行われた日付もしくは会議番号
- 特例の発行もしくは失効日
- 特例の概要

特例とは、特定の認証申請業者もしくは認証取得業者について、要求事項を全面的あるいは部分的に変更して適用することを認める措置である。

## 目次

附属文書 SA: デフォルト審査ツリー — 規範文書 .....	10
適用範囲	10
SA1 全般.....	10
SA2 原則 1 .....	11
SA3 原則 2 .....	27
SA4 原則 3 .....	65

## 附属文書 SA: デフォルト審査ツリー — 規範文書

漁業審査において使用される、MSC の三原則に属する PISGs を含む漁業審査用デフォルトツリーの構造 ◻

### 適用範囲 ◻

MSC 漁業認証規準に則った認証資格を有するためには、適用範囲の基準を満たした漁業でなければならぬ。適用範囲の規範的要項は FCR7.4 に提示されている。

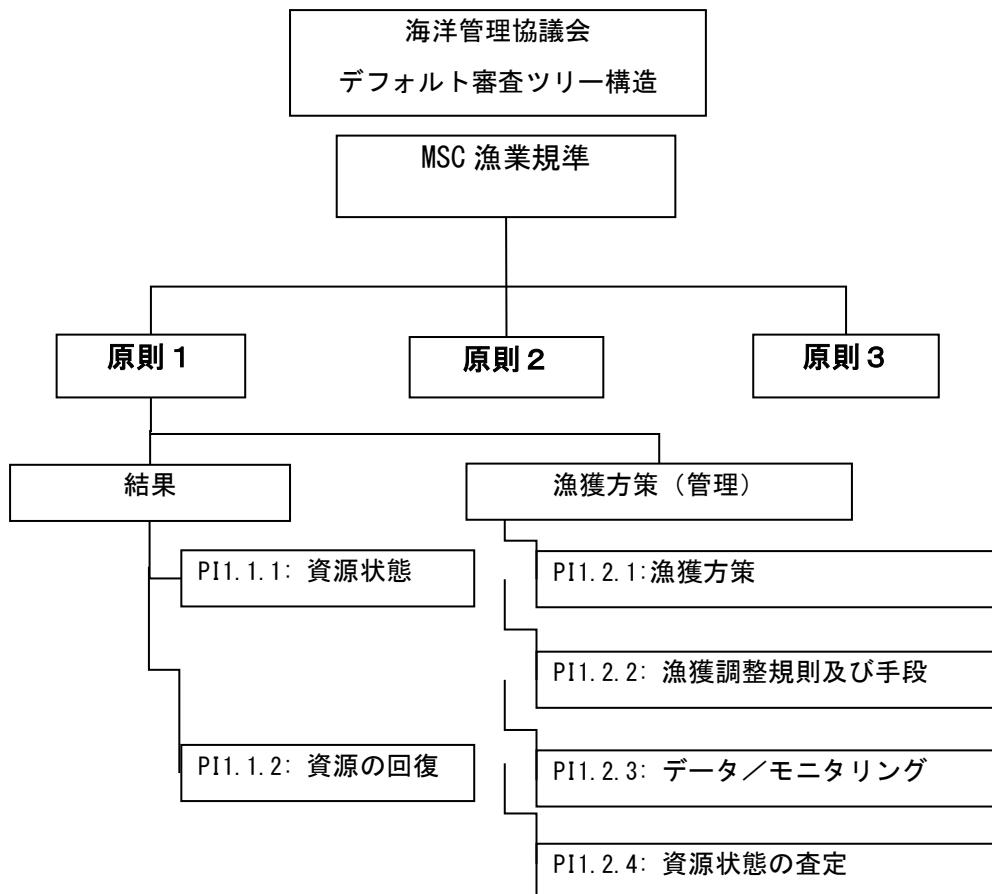
## SA1 全般

### SA1.1 全般的な要求事項 ◻

- SA1.1.1 認証機関は MSC 漁業基準への漁業の適合を審査するにあたり、以下のことに焦点を当てなければならない。
  - a. 漁業管理の結果状況
  - b. そうした結果を達成するために実施されている管理方策。
- SA1.1.2 認証機関は、RBF を使用する際には、附属文書 PF の要求事項を適用しなければならない。
- SA1.1.3 デフォルトツリーの修正が必要な魚種の審査に関しては当該魚種に関する附属文書に従わなければならない。

## SA2 原則 1

Figure SA1: 原則 1 のデフォルトツリー構造



### SA2.1 原則 1に関する全般的な要求事項!!

SA2.1.1 原則 1に対しては、審査単位(UoA)に含まれるすべての対象種について採点しなければならない。

## SA2.2 資源状態PI (PI 1.1.1) ◻

表 SA1: PI 1.1.1 資源状態 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果 資源は高い生産性を維持し、加入乱獲の可能性が低い	資源状態 1.1.1	(a) 加入の損害に比較した資源状態	資源は、加入が損なわれるレベルより上の可能性が高い。	資源は、加入が損なわれるレベルより上にある可能性がかなり高い。	加入が損なわれるレベルより上にある確実性が高い。
		(b) MSY レベルの達成度に関する資源状態!!		資源は MSY レベル、あるいはそれに近いあたりで変動している。	資源は近年、MSY レベルあたりを変動、あるいはそれを上回っている確実性が高い。

### 資源状態の採点!!

SA2.2.1 PI では定性的及び定量的評価をするために「可能性が高い」、「可能性がかなり高い」、「確実性が高い」という表現が使われていることに、審査チームは留意しなければならない。確率的文脈及び得点項目(a)との関連においては：

SA2.2.1.1 「可能性が高い」は、確率分布のパーセンタイル値が 70 以上という意味である。（すなわち、実際の資源状態が、明らかに加入が損なわれるリスクレベルよりも高い可能性が少なくとも 70% である。）

SA2.2.1.2 「可能性がかなり高い」のパーセンタイル値は少なくとも 80 である

SA2.2.1.3 「確実性が高い」のパーセンタイル値は 95% 以上である。

SA2.2.2 変動を見るために適切な期間を限定する必要がある場合には、審査チームは、魚種の生態や UoA と管理システムの規模と集約度や、関連事項を考慮に入れなければならない。!!

SA2.2.3 PI 1.1.1 の評価の際に、加入の損害 (PRI) や MSY レベルに比較した資源状態のデータが利用できない場合、別の指標および管理基準点を使用することができる。!!

SA2.2.3.1 PI 1.1.1 の評価の際に別の指標と管理基準点が使用された場合、審査チームは PRI 及び／または MSY の生物量評価のためにその指標を使った根拠の正当性を示さなければならない。!!

SA2.2.4 漁獲死亡率の最近の傾向を資源状況の採点の方法として採用することができる。!!

SA2.2.4.1 この場合、認証機関は、要求される生物量レベルに確実に達するために、F が十分な期間にわたって十分に低い状態であることを実証しなければならない。

## 複合的資源

- SA2.2.5 複合的資源として複数の魚種もしくは資源を対象とする漁業では、それらを個別の UoA として扱うかもしくは单一の UoA 内における別々の得点要素として扱うことができる (PI 2.1.1 で取り上げられている複合第一種の場合と同じように)。いずれにせよ、審査チームは、どの SGにおいても、種別ごとの結果の「可能性」のレベルが SA2.2.1 で示されている「可能性」のレベルに到達しているという証拠を求めなければならない。□
- SA2.2.6 複合的資源として扱われている魚種もしくは資源の場合、目標管理基準点は PI の意図と合致した、高い生産性を維持するものでなければならない。

## 環境の変化の検討

- SA2.2.7 レジームシフトの状況など、海洋環境の自然な変化に伴い、生態系の生産性が時折変化する場合もあるため、審査チームは管理基準点が生態系の生産性と一致しているかどうかを検証しなければならない。!!
- SA2.2.7.1 漁業の生産性の変化が環境の自然変動によるものであれば、審査チームはそういった自然変動と一致した管理基準点調整を認めなければならぬ。
- SA2.2.7.2 漁業の生産性が人為的な影響（漁業の直接的影響と環境汚染や生息域の劣化などの非直接的な影響の両方）による場合、管理基準点の変更は、認められない。
- 影響は解決されるべきである。
  - 資源が未調整管理基準点を上回るまで、PI 1.1.1 は、減点されるべきである。

## 主な低位栄養段階種 (LTL) の確認

- SA2.2.8 審査チームは、生態系における役割を保証するための予防策として、対象魚種、とくに食物連鎖の下方にある魚種の栄養段階を考慮するべきである。□
- SA2.2.9 原則 1 への適合審査の対象となっている魚種が以下の条件に当てはまる場合、審査チームはそれを主な LTL 種として扱わなければならない。□
- ボックス SA1 に記載されている魚種の一つであり、成魚のライフサイクルにおいて、以下の副基準 i, ii, および iii の少なくとも二つを満たしており、生態系における重要な役割を担っている。
- 生態系における栄養段階の結合は当該魚種を介して行われることが多く、そのため捕食者は当該魚種にかなり依存している。
  - 低栄養段階から高栄養段階への大量のエネルギー移転が当該魚種を介して行われる。
  - 低栄養段階から高栄養段階へのエネルギー移転において、当該魚種と同じ栄養段階にある他の魚種が少ないため、低栄養段階から高栄養段階への総エネルギー移転量の多くが当該魚種を介している。（すなわち、「蜂腰」型の生態系である。）
- ボックス SA1 に記載されている魚種ではないものの、SA2.2.9a. i-iii の副基準の少なくとも二つを満たしているだけでなく、次の基準をも

満たしている。

- i. 当該魚種は主にプランクトンを餌としており、栄養段階3に位置し（2から4の段階の可能性がある）、特徴としては小型、早熟、多産、短命である。（デフォルト値：成魚で体長30cm、成熟期の平均年齢 $\leq 2$ 、一回の産卵数10,000、最大寿命<雄雌とも10年、密集した群を形成する）。
- b. 当該魚種が審査対象の生態系における主要なLTL種ではないと判断した場合、審査チームはSA2.2.9の副基準のいずれもを満たしていないという証拠を提示し、判断の正当性を実証しなければならない。
  - i. SA2.2.9の副基準に関するデータがない場合、当該魚種は副基準を満たしているものと仮定しなければならない。
  - ii. 主要LTL種の副基準（SA2.2.9.ai-iii）を満たしていないという理論的根拠を提示する際、審査チームは空間的規模をどのように設定したか、そしてその正当性を文書化しなければならない。

SA2.2.10 主要なLTL種であるかどうかの判断は審査時の状態に基づいて行わなければならない。判断は監査の度に見直されなければならない。

ボックス SA1. MSC認証審査にあたり、主要なLTL種として特定される魚種。ASFISの科/目ごとのリストを参照 (<http://www.fao.org/fishery/collection/asfis/en>)

イカナゴ科（イカナゴ）

ニシン科（ニシン、メンヘーデン、ピルチャード、マイワシ、サッパ、スプラット）

カタクチイワシ科（カタクチイワシ）

オキアミ科（オキアミ）

ハダカイワシ科（ハダカイワシ）

キュウリウオ科（キュウリウオ、カラフトシシャモ）

サバ属（サバ類）

トウゴロウイワシ目（トウゴロウイワシ、サンドスマルト）

ノルウェー・ビブ（*Trisopterus esmarkii*）

## 主な低栄養段階種の採点

表 SA2: PI 1.1.11 主な低栄養段階種の資源状態の PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源状態  1.1.1A  資源は、生態系への深刻な影響を与える確率が低いレベルにある。	(a) 生態系の被害に比例した資源状態。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある可能性が高い。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある可能性がかなり高い。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある可能性がかなり高い。
		(b) 生態系のニーズに比例した資源状態。		資源は、生態系のニーズと合致したレベルにある、もしくはそのあたりを変動している。	資源は近年、生態系のニーズと合致したあたりを変動、もしくはそれを上回っている確実性が高い。

SA2.2.11 主要 LTL 種と認められた魚種は、表 SA2 を用いて、下記 SA2.2.12 から SA2.2.16 の規定に従って採点しなければならない。

SA2.2.12 PI 1.1.1A の得点項目 (a) を採点する場合、「生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある可能性がある」は、単一魚種における対象種において規定されているように、加入が損なわれる (PRI) レベルよりもかなり高い、と解釈されなければならない。□

- a. こうしたレベルは生態系モデルから分析的に判断することができるが、うちいかなる場合も、漁業活動がない状態での産卵資源の 20%未満であってはならない。

SA2.2.13 PI 1.1.1A の得点項目 (b) を採点する場合、主要 LTL 種に対する期待値は以下の通りでなければならない。□

生態系のニーズと合致したデフォルト生物量レベルは、漁業活動がない場合の産卵資源の 75%でなければならない。

より高い、もしくは低いレベル（漁業活動の無い場合に認められている最低産卵資源レベルである 40%まで）では、信憑性のある生態系モデルや UoA 及び生態系に関するしっかりとした実験データによって以下のことが実証できれば、SG80 レベルの得点を付けられる可能性がある。つまり：□

- i. 他の種の個体数レベルの 15%、及び他の栄養段階グループの 40%を上回るレベルに影響を及ぼさない。（当該 LTL 種を対象とする漁業が無い場合と比べて）

他の種や栄養段階グループの豊富さに 70%を上回る減少を引き起こさない。

SA2.2.14 得点項目 (b) の SG100 においては、UoA における資源の環境への影響に関して高い確実性が要求される。

主要低位栄養段階種に 100 を付けるためには、生態系ニーズの目標基準レベルの期待値は SG80 のレベルであっても良いが、審査チームは生物量レベルが要求されているレベルを上回るレベルを変動していることを実証しなければならない。

- SA2.2.15 PI 1.1.1A の主要 LTL 種の採点において代替指標及び基準点が使用される場合、審査チームは、生態系に深刻な影響を与える段階及び生態系ニーズに合致するレベルにおいて、その代替指標及び基準点を使用する根拠の正当性を示さなければならない。
- a. 資源状況を採点する際に漁獲死亡率が使われる場合、資源が生態系のニーズと合致したレベルあたりを変動していることを維持するために要求されるデフォールトの漁獲死亡率は、単一魚種において規定された FMSY における値で 0.5M もしくは 0.5 FMSY の値をとる。
  - b. 生態系に深刻な影響を与える段階以上の資源を維持するのに求められる代替漁獲死亡率は、加入が損なわれる段階よりも多い個体群を保持できると考えられるレベルよりも低くなければならない。
  - c. これらのデフォールトレベルからの逸脱は、SA2.2.13b に合致していることが実証できれば正当とされる。

- SA2.2.16 PI 1.1.1Aにおいては、当該管理基準点に対する業績評価は、生態系における対象種特有の加入変動に対して行わなければならない。

### 不確実な情報の検討

- SA2.2.17 P1 における資源状態の検討においては、観測されている死亡数だけでなく観測されていない死亡数をも含めなければならない。

## SA2.3 資源の回復 PI (PI 1.1.3) !!

表 CB3: PI 1.1.3 資源の回復に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源の回復 1.1.2  資源が枯渇している場合、期限を定めた資源回復策の証拠がある。	(a) 回復の時間枠	回復の時間枠は、20年以内、もしくは世代交代期間の2倍のいずれか短い方と定められている。世代交代期間の2世代が5年未満である場合、回復期間は5年までとする!!		資源の1世代を超えない、最も期間の短い実現可能な回復策の時間枠が定められている。
		(b) 回復の評価	定められた回復の時間枠内における回復方策が効果的かを判断するためのモニタリングが導入されている。	回復方策によって資源が回復していることを示す証拠がある、もしくは、シミュレーション・モデリングや漁獲率、もしくはこれまでの業績を鑑みて、指定された期限内に資源を回復させる可能性が高い。	回復方策によって資源が回復していることを示す確固たる証拠がある、もしくは、シミュレーション・モデリングや漁獲率、もしくはこれまでの業績を鑑みて、指定された期限内に資源を回復させる可能性がかなり高い。

- SA2.3.1 この PI は、PI 1.1.1 の資源の状態において、得点 80 に満たない場合のみ採点しなければならない。
- SA2.3.2 PI 1.1.1 の審査時点の得点が 80 以上であったものの認証期間内に得点が低くなった場合、その状況が確認された時点より 1 年以内（年間ベースで審査されない資源については実行可能なできるだけ早い時期）に回復策及びモニタリングが確実に導入されなければならない。!!
- SA2.3.3 60 から 80 の得点が付けられ、条件が設定された場合、審査チームは漁業に対して、認証有効期限内に条件を達成することを要求しなければならない。!!
- SA2.3.4 得点項目 (b) において、UoA の漁獲死亡率が入手できる場合の採点は以下の通りである。!!

- SA2.3.4.1 得点 80 を付けるためには、現在の  $F$  が  $F_{MSY}$  以下である「可能性が高く」なければならない。
- SA2.3.4.2 得点 100 を付けるためには、現在の  $F$  が  $F_{MSY}$  以下である「可能性がかなり高く」なければならない。
- SA2.3.4.3 資源が回復している明確な証拠が別途あれば、UoA は上記の要求事項を満たす必要はない。
- SA2.3.5  $F_{MSY}$  および／もしくは  $B_{MSY}$  の代用となる評価および基準点を使用している UoA の場合、審査チームは代用基準のレベルと MSY レベルとの違いを念頭におきながら採点をし、指定されている得点指標を満たしている根拠を提示しなければならない。

## SA2.4 漁獲方策に関するPI (PI 1.2.1)!!

表 CB4: PI1.2.1 漁獲方策 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策（管理） 信頼性の高い、予防的な漁獲方策が講じられている	漁獲方策 1.2.1	(a) 漁獲方策の立案!!	漁獲方策により、PI 1.1.1 SG80 に示されている資源管理目標を達成することが期待できる。	漁獲方策は、資源の状態に対応しており、その各要素は、PI 1.1.1 SG80 に示されている管理目標達成に向け、相乗的に働く。	漁獲方策は、資源の状態に対応しており、PI 1.1.1 SG80 管理目標を達成するために設定されたものである。
		(b) 漁獲方策の評価	実績や根拠のある議論に基づき、漁獲方策が成功する可能性が高い。	漁獲方策は完全にテストされていないかもしれないが、目標を達成しつつある証拠がある。	漁獲方策の業績は徹底的に評価され、明らかに目標基準点に資源レベルを維持することを含む、目標を達成しつつある証拠がある。
		(c) 漁獲方策のモニタリング	漁獲方策が効果的かどうかを判断するためのモニタリングが導入されている。		
		(d) 漁獲方策のレビュー			漁獲方策は定期的に見直され、必要に応じて改善されている。
		(e) シャーク・フィーニング	シャーク・フィーニングが行われていない可能性が高い。	シャーク・フィーニングが行われていない可能性がかなり高い。	シャーク・フィーニングが行われていない確実性が高い。

	(f) 代替措置の検討	UoAによる、対象資源の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が行われている。	UoAによる、対象資源の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoAによる、対象種の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が、半年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。
--	----------------	--	--	---

SA2.4.1 審査チームは以下の解釈を用いなければならない。□

SA2.4.1.1 SG100における「評価され」という文言は、「UoAの規模と集約度に適した不確実性に対する信頼性がテストされた」という意味である。

SA2.4.1.2 SG80における「テストされ」という文言は、方策の選択を裏付ける何らかの構造化された論理的な議論や分析が適用されていることを意味する。

SA2.4.2 条件が設定される場合、条件を達成する為に漁獲調整規則や審査方法を変更する必要性が出てくる場合がある。新しいHCRや審査方法を実践する上で、他の情報や追加情報を必要とする場合、審査チームはそれが既に入手できることを確認し、そうでない場合はそのことを条件に組み込まなければならない。

#### シャーク・フィニング□

SA2.4.3 対象種がサメの場合、シャーク・フィニングが行われていないことの確証を得るため、審査チームは得点項目(e)について漁業を採点しなければならない。

SA2.4.4 得点項目(e)における「可能性が高い」、「可能性がかなり高い」および「確実性が高い」という表現は定性的、定量的評価のいずれにも使うことができる。

SA2.4.4.1 審査チームは、シャーク・フィニングが確実に行われていないという要求事項を満たすために、外部確認および講じられている規制がどのような効果があるのかを検討しなければならない。

SA2.4.5 SG60における得点項目(e)を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.5.1 船上でフィンが切り落されている場合：

- a. サメの管理に関する規定があり、□
- b. 魚種、船団、漁獲後最初の加工プロセス（生鮮、冷凍、乾燥など）との関連してサメのフィンと魚体との適切な比率が守られた状態で同時に陸揚げされなければならない。□
  - i. 特定の比率が使用されている場合、認証機関はその根拠を文書化しなければならない。
- c. シャーク・フィニングが行なわれていない可能性を確認できる信頼性

のある外部検証がある。!!

SA2.4.5.2 サメの加工が船上で行われている場合 :

- a. サメの管理に関する規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行われていない可能性を確認できる外部検証がある。

SA2.4.6 SG80 における得点項目(e) を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.6.1 すべてのサメについて、フィンが自然についている状態で陸揚げされているか、

SA2.4.6.2 サメの加工が船上で行われている場合 :

- a. サメの管理に関する規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行なわれていない可能性が高いことを確認できる信頼性のある外部検証がある。

SA2.4.7 SG100 における得点項目(e) を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.7.1 フィンが自然についている状態で陸揚げされている場合、シャーク・フィニングが行なわれていない確実性が高いことを示す外部検証がある。

SA2.4.7.2 サメの加工が船上で行われている場合 :

- a. サメの管理に関する包括的な規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行なわれていない確実性が高いことを確認できる包括的な外部検証がある。

## 不要漁獲物

SA2.4.8 得点項目(f) では、対象資源の不要漁獲による死亡を軽減することができるかどうかの検討が UoA に求められている。

SA2.4.8.1 審査チームは、セクション SA3.5.3 および関連ガイドラインに留意しながら、P2 の魚種と同じ方法で P1 の対象資源に対し、得点項目 (f) を適用しなければならない。

## SA2.5 漁獲調整規則と手段PI (P1 1.2.2) !!

表 CB5: PI1.2.2 漁獲調整規則と手段 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策  明確に定義された、効果的な漁獲調整規則(HCR)が存在する。	漁獲調整規則及び手段  1.2.2	(a) 漁獲調整規則の立案及び適用	一般的に理解されている漁獲調整規則が存在、もしくは適用可能であり、加入が損なわれる基準(PRI)に近づいたときに漁獲率を下げることが期待されている。	明確な漁獲調整規則が存在し、PRIに近づいたときに漁獲率を確実に下げ、資源をMSYに相当するレベル(もしくはそれ以上のレベル)または主要LTL種の場合、生態系のニーズに相当するレベルで変動させる働きがある。	漁獲調整規則は、資源のレベルをMSY、あるいは資源の生態的役割を考慮にいれた、より適切なレベルと同じ、もしくそれ以上のレベルで変動させる働きが殆ど常にある。
		(b) 漁獲調整規則の不確実要素への堅牢性 ◉		漁獲調整規則は、主な不確実要素に対して堅牢な可能性が高い。	漁獲調整規則は、資源の生態学的役割を含む多様な不確実要素を考慮に入れており、漁獲調整規則が主な不確実要素に対して堅牢であることを示す証拠がある。
		(c) 漁獲調整規則の評価◉	漁獲調整規則で利用されるもしくは利用可能な手段は漁獲規制に適切で効果的であるという証拠がいくつかある。	漁獲調整規則で求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されていることが入手可能な証拠によって示されている。	漁獲調整規則で求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されているという明確な証拠がある。

SA2.5.1 審査チームは、SG100 では、限界基準点をはるかに上回る資源状態を維持できるよう、追加的な予備的アプローチを盛り込んだ漁獲調整規則を要件にするべきである。

### SG60 における、利用できる漁獲調整規則の採点!!

SA2.5.2 SG60 レベルで得点項目(a)の採点をする際、審査チームは以下の場合、講じられている HCR ではなく、利用できる漁獲調整規則を認めなければならない。!!

- a. 資源量は少なくとも 2 世代にわたって MSY レベルより減少したことがなく、あるいは MSY レベルで維持されており、 $B_{MSY}$  以下に落ちることが今後 5 年間予想されていない。
- b. 推定  $B_{MSY}$  が得られない UoA の場合、講じられている措置により、これまで大幅な資源の減少が見られず、加入が損なわれている証拠もない。

SA2.5.3 審査チームは、「加入が損なわれるレベルにまで近づいた場合に適用することで、漁獲率の軽減が期待される漁獲調整規則」、つまり「利用できる漁獲調整規則」について、以下の場合のみ認めることができる。

- a. 同じ管理組織の下にある、類似の大きさと規模を有するその他の UoA で効果的に使われている HCR である、もしくは：
- b. 以下に減少する前に、管理組織は漁獲調整規則を導入しなければならないという合意もしくは枠組みが講じられている。

SA2.5.4 SG100 レベルで得点項目(a)の採点をする際に定量的シミュレーションが可能な場合、「殆どの場合」という表現は、少なくとも 70% の場合、資源が MSY、もしくは生態学的により適切な基準点と同じ、あるいはそれ以上のレベルに維持されているものとして解釈するべきである。

SA2.5.5 SG60 レベルで得点項目(c)の採点をする際に、利用できる漁獲調整規則が認められる場合には、審査チームはその根拠として以下のことを含めなければならない。!!

- a. 効果的であるという見方の根拠に加え、同じ管理組織の下にある UoA で効果的に利用されている証拠、もしくは：
- b. 管理組織が打ち出した合意もしくは法的な枠組み、および HCR の策定が求められる指標および引き金となるレベルの概要。

### 漁獲調整規則の有効性評価□

SA2.5.6 得点項目(c)における「証拠」について採点する際、審査チームは入手可能な場合には、漁獲係数もしくは漁獲割合などによって測定できる UoA の現漁獲率をも検討しなければならない。

SA2.5.7 得点項目(c)における漁獲調整規則の有効性を評価する際に、長期 MSY 達成のための漁獲率に関する情報が得られない場合には、代替指標および基準点を使用してもよい。□

SA2.5.7.1 得点項目(c)の採点に代替漁獲率を使用する場合、審査チームはその根拠の正当性を示さなければならない。

## SA2.6 データとモニタリングに関する業績評価指標 (P1 1.2.3) □

表 CB6 : PI1.2.3 データとモニタリング PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策 1.2.3 漁獲方策を裏付ける関連データが収集されている。	データ／モニタリング	(a) データの範囲	漁獲方策を裏付けるため、資源構成や生産性、船団構成などの関連データがいくらか収集されている。	漁獲方策を裏付けるため、資源構成や生産性、船団構成などの関連データが十分収集されている。	現行の漁獲方策に直接関連のないデータをも含む包括的なデータ（資源構成や生産性、船団構成、資源の豊かさ、UoA の捕獲量や環境に関するデータなど）が入手することができる。
		(b) モニタリング □	資源の豊かさや漁業による捕獲量がモニタリングされ、漁獲調整規則を裏付けるために少なくとも一つの指標が適切な頻度でモニタリングされている。	漁獲調整規則で定められている精度及び範囲で、資源の豊かさや漁業による捕獲量が定期的にモニタリングされ、漁獲調整規則を裏付けるために少なくとも一つ以上の指標が適切な頻度でモニタリングされている。	漁獲調整規則を実施するために必要なすべてのデータが頻繁に、しかも確実性が高い方法でモニタリングされ、データに潜在的な不確実性があることがよく理解されており、そうした不確実性に対する信頼性の高い評価と管理が行われている。
		(c) データの包拠性 □		対象漁業以外の捕獲漁に関する充実したデータがある。	

SA2.6.1 審査チームは、SA2.6.1.1 のデータカテゴリーのどのデータが漁獲方策の作成や実施段階において適切かを見極めなければならない。漁獲調整規則と手段、及びその評価はこのデータに基づいて行われるべきである。!!

SA2.6.1.1 審査チームは、この PI に関しては、入手可能なデータの質、及び漁獲方策、漁獲調整規則及び管理手段への関連性といったデータカテゴリーの重

み付けを組み合わせた評価を行わなければならない。データのカテゴリは以下の通りである。

- a. 資源構成
- b. 資源の生産性
- c. 船団構成
- d. 資源の豊かさ
- e. UoA による漁獲量
- f. その他のデータ

- SA2.6.2 SG80 レベルにおいて「データが充分」というのは、PI1.1.1 の SG80 の成果を獲得していることを実証するために必要なすべての情報が質的にも量的にも提供されている、と解釈しなければならない。
- SA2.6.3 SG100 レベルにおいて「包括的なデータ」および「すべてのデータ」というのは、包括的な研究計画によって得られた情報を含むものとして解釈しなければならない。
- SA2.6.3.1 当該情報は、短期間の管理ニーズだけでなく、UoA の長期管理システムに係る研究体制のために使用されなければならない。
- SA2.6.4 審査チームは情報の正確性をも検討しなければならない。

## SA2.7 資源状態の査定PI (PI 1.2.4) □

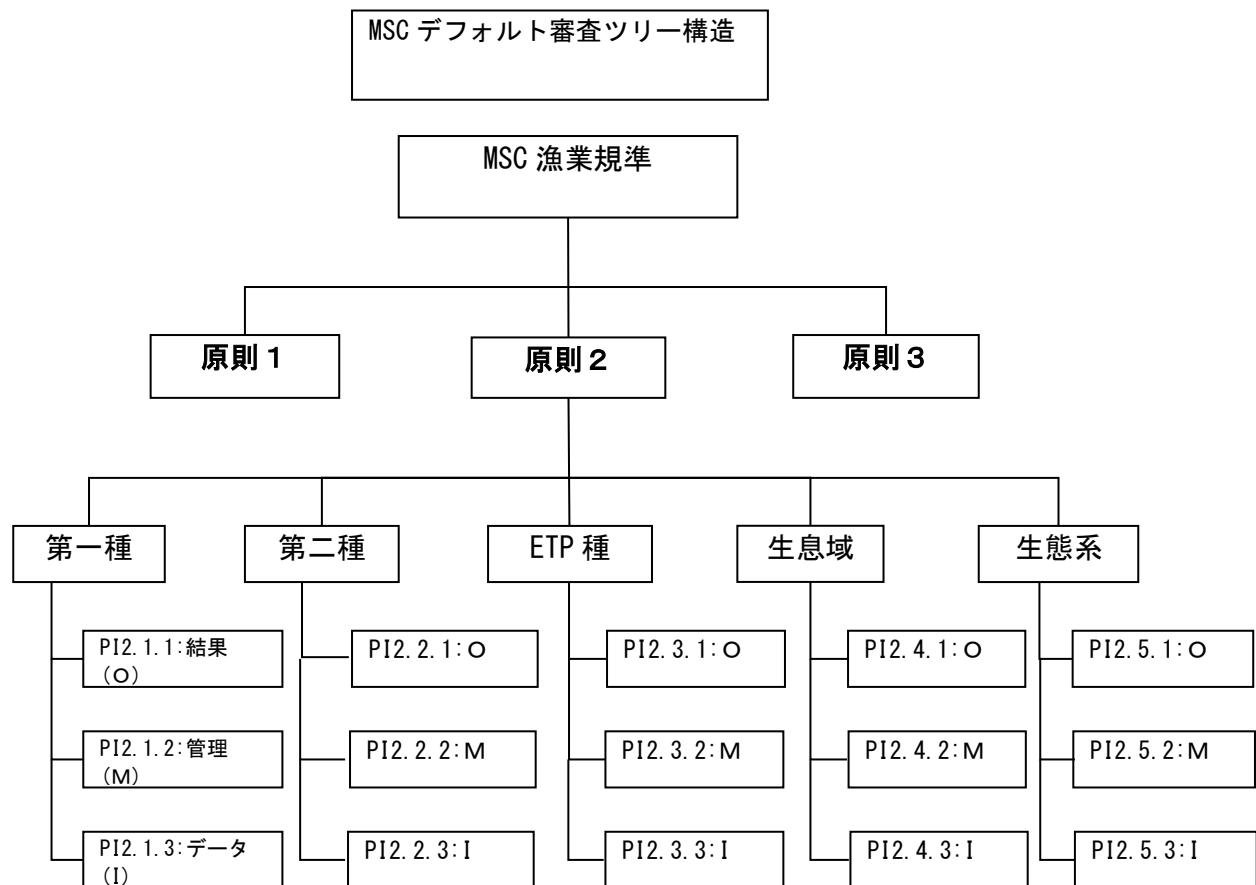
表 SA7: PI 1.2.4 資源状態の査定 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策 資源状態について十分な評価が行われている	資源状態の査定 1.2.4	(a) 資源評価の適切さ		資源及び漁獲調整規則に適切な資源状態の査定である	査定は、魚種の生態学的特性やUoAの特徴に関連する主要な要素を考慮に入れている。
		(b) 評価のアプローチ	魚種カテゴリーに適した一般的な管理基準点と関連した資源状態を推定した査定である。	資源に適した、推定可能な管理基準点と関連した資源状態を推定した査定である。	
		(c) 査定の不確実性	査定は、主な不確実性の原因を明らかにしている。	査定は、不確実性を考慮に入れている。	不確実性を考慮に入れ、確立的な方法で管理基準点と関連した資源状態を査定している。
		(d) 査定の評価			信頼性の高い査定であることが検証されている。代替的な仮説や査定のアプローチの検討も徹底的に行われている。
		(e) 査定のピアレビュー		資源状態の査定はピアレビューされる。	査定は内外のピアレビューを受けている。

SA2.7.1 SG80において、単一魚種や多種混合種の複合副資源の査定の場合、審査チームは、複合的資源を構成している各魚種の査定レベルは、其々の生態的重要度を反映していなければならないことを考慮するべきである。

## SA3 原則 2

図 SA2：原則 2 評価ツリー構造



### SA3.1 原則 2に対する全般的な要求事項

SA3.1.1 審査単位 (UoA) の採点を行う前に、審査チームは原則 2 のどの評価項目にその魚種が分類されるのかを確定し、記録しなければならない。○

SA3.1.1.1 審査チームは、原則 2 の対象となる各主要魚種について、一般名と学名をそれぞれ記載しなければならない。複合資源を構成する魚種の場合には、報告書にその資源構成も記さなければならない。

SA3.1.2 審査チームは、原則 2 における魚種が、第一種、第二種、ETP 種のうちどれか一つとして扱わなければならない。○

SA3.1.3 審査チームは、以下の基準を全て満たした魚種を、原則 2 における第一種として定義しなければならない。○

SA3.1.3.1 UoA に含まれないために、原則 1 の対象となっていない漁獲種である。

SA3.1.3.2 FCR7. 4. 1. 1 で定義されている MSC プログラムの適用範囲内にある魚種である。

SA3.1.3.3 限界管理基準もしくは目標管理基準に反映されている資源管理目標を達成するための管理手段および措置が講じられている魚種である。

- a. UoA が複数の管理法人の管轄内にあり、一方の管轄で第一種に分類されていれば、別の管轄の管理措置により第一種として見なされなくとも第一種として扱わなければならない。

SA3.1.4 MSC プログラムの適用範囲内にあるものの、UoA に含まれていないがために原則 1 の対象となっていない漁獲種を第二種として定義しなければならない。そして、

SA3.1.4.1 SA 3.1.3 の定義で第一種として見なされない。もしくは、

SA3.1.4.2 プログラムの適用範囲外にある魚種ではあるが、ETP 種ではない。

SA3.1.5 審査チームは ETP (絶滅危惧や絶滅危機、保護対象となっている) 種を以下のように指定しなければならない。

SA3.1.5.1 ETP に関する国の法令で指定されている種。

SA3.1.5.2 以下の拘束力のある国際合意によって指定されている種。

- a. CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) の附属文書 1。但し、特定の種 (stock) で、UoA による影響を受けていないということが実証できれば、CITES が定めている種であっても、ETP 種として扱わない。
- b. 以下を含む、移動性野生動物種の保全に関する条約による拘束力のある協定
  - i. アホウドリ類とウミツバメ類の保全に関する協定 (ACAP) の附属文書 1
  - ii. アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定 (AEWA) の表 1 A 欄
  - iii. バルト海・北海小型鯨類保全協定 (ASCOBANS)
  - iv. 黒海・地中海・大西洋隣接地域鯨類保全協定 (ACCOBAMS) の附属文書 1
  - v. ワッデン海のアザラシの保全に関する協定
  - vi. 本条約で、関連する ETP 種が記載された他のすべての拘束力のある協定

SA3.1.5.3 MSC 規準の適用範囲外 (両生類、は虫類、鳥類およびほ乳類) にあり、IUCN レッドリストにおいて絶滅危惧 II 類 (VU) もしくは 絶滅危惧 IB 類 (EN) 、絶滅危惧 IA 類に分類されている種 (CR)。

SA3.1.6 P12. 1. 2 および 2. 2. 2 における「不要漁獲物」は、漁獲する意志がなく、もしくはその用途もないにもかかわらず、漁獲を回避することができない漁獲物として解釈しなければならない。

SA3.1.7 UoA において餌として使用される魚種についても、UoA によって捕獲されたものか他から購入したものかにかかわらず、SA 3.1.3 および SA 3.1.4 の定義によって第一種または第二種として各々検討しなければならない。

SA3.1.8 不要漁獲物を含む P 2 の全ての得点要素における UoA の影響の評価には、観察された死亡および観察されていない死亡も含めなければならない。

SA3.1.9 原則 2 で使われている重要な用語や語句は表 SA8 の通りに解釈しなければならない。

## Fisheries Certification Requirements

Table SA1: Principle 2 Phrases 表 SA8 原則 2 に関する語句

用語	定義及び詳細
生物学的限界	<p>評価項目の状態を採点する際の基準があり、当該魚種が長期間持続している高い可能性を示す基準が選ばれている。</p> <p>多くの魚種にとってこの基準は、それ以下の場合、加入が損なわれるレベル (PRI) に相当するものである。これは、他の魚種（例：適用範囲外の魚種）に対しても同等の目的を持つものの、最小存続可能個体数 (MVP) や生物学的間引き可能量 (PBR) 等、個体群の持続可能性を判断する基となる他の測定基準を用いても良い。</p> <p>この基準は、生態系の機能及び UoA に関連した生物学データに基づいているべきである。とはいいうものの、そのデータは特定の地域で得られたものである必要はない。</p>
広く理解されている	評価項目の状態、UoA による影響、分布もしくは主な要素について的一般的な情報がある。これらの一般的な情報は、当該評価項目および UoA に関連したところから入手できるが、地域の情報でなくてもかまわない。
妨げない	この表現は、UoA が及ぼす影響は十分低いので、資源が自然に改善できる状態にあれば、UoA はそれを妨げない、という意味である。資源状態が実際に改善しているという証拠は必要としない。
必要であれば	第一種、第二種の 生息域、および生態系に関する管理方策 PI を SG60 および SG80 に照らし合わせる際に「必要であれば」という表現が使われている。これは、当該 SG レベルにおいて、前述の評価項目に影響を及ぼさない UoA を審査の対象外とするためである。
講じられている	措置や方策が「講じられている」ということは、措置や方策が実施されていることであり、UoA の影響を軽減するために複数の措置が確認されている場合には、それらを全て実施するための具体的なプロセスがあり、はっきりとしたタイムテーブルと期限が設けられている、という意味である。
情報が充分である データが適切である	これは、特定の得点基準 (SG) に関連するリスクや確実性のレベルの正当性を示すために必要な情報・データの量および質を意味する。情報・データの充分さ、適切さは、異なる得点項目および得点基準において、その情報・データが裏付けるものにより異なってくる。
措置/部分的な方策/方策/ 包括的な方策	<p>「措置」とは、評価項目への影響を明確に管理するために講じられている行動や手段、もしくは、別の項目への影響を管理するために発案されたものの、当該評価項目の管理に間接的に役立っている行動や手段のことを指す。</p> <p>「部分的な方策」とは、ある結果を得るために講じられた、一つ以上の措置からなるまとまりのある取り決めのことであり、効果が得られなくなった時点で措置を変更する必要性を理解していなければならない。当該評価項目への影響を管理するために発案されたものでない場合もある。</p> <p>「方策」とは、ある結果を得るために講じられた、一つ以上の措置か</p>

用語	定義及び詳細
	<p>らなるまとまりのある戦略的な取り決めであり、当該評価項目への影響を直接管理するために発案されたものでなければならない。「方策」は漁業の規模、集約度、文化的背景に応じたものでなければならず、漁業による容認できない影響が発覚した場合には操業方法を修正する方法が組み込まれていなければならない。</p> <p>ETP の評価項目にのみ適応できる「包括的な方策」は、関連あるモニタリング、分析および管理措置と対応からなる総合的で信頼性のある方策のことを指す。</p>
MSC UoAs	MSC のウェブサイトで審査および再審査入りを発表した時点で審査中もしくは認証を取得している UoA のことを指す。
信頼性の客観的根拠	<p>SG80 レベルにおける P2 管理 PI (管理方策評価の得点要素) の採点における「信頼性の客観的根拠」とは、管理の部分の方策が効果を発揮する可能性を評価するために必要な情報のレベルを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該 PI で SG60 レベルをクリアするためには、専門知識に基づく「妥当な論拠」がなければならない。</li> <li>● 当該 PI で SG80 レベルをクリアするためには、専門知識に加え、UoA の漁域で収集された、特定の項目および／もしくは UoA に関する情報がなければならない。</li> <li>● SG100 レベルでは、前述の全ての情報に加え、評価項目に関する比較的包括的な情報がなければならないらず、その大部分は系統立ったモニタリングおよび／もしくは研究によって入手されるものでなければならない。</li> </ul>
「構造および機能」への深刻、あるいは不可逆的な被害	<p>「構造および機能」への深刻、あるいは不可逆的な被害、というのは、UoA により、生息域および生態系が、本来の構造および機能を根本的に維持できなくなってしまった状態を指す。</p> <p>生息域の評価については、もし漁業が全く操業をしなくなった場合、5 年から 20 年の間に、漁業の影響を受ける前の構造、生物多様性および機能の少なくとも 80%まで回復することができない程度に、生息域の構造、生物の多様性や豊富さ、機能が低下しまった状態を指す。</p> <p>生態系の評価については、生態系の構造および機能の完全性を維持し、生態系の復元力および生産性の減少を確実に防ぐために最も不可欠な特性が低下してしまった状態を指す。これは生態群集の生物多様性、および生態系サービスを提供する生態系の能力への恒久的変更を含むが、それに限定されるものではない。</p>
以内	$B_{LIM}$ より上、 $F_{LIM}$ 未満など、限界管理基準の予防的範囲内に収まっているという意味である。

## SA3.2 結果PIに対する全般的な要求事項□

- SA3.2.1 特定の評価項目に対し、影響を及ぼしていないことを示すことができれば、結果 PI における UoA の得点は 100 となる。
- SA3.2.2 審査チームは、現在の結果だけでなく、将来に渡って適切に機能し、低いリスクを維持できるだけの復元性が従来のシステムにあるかどうかも考慮しなければならない。
- SA3.2.3 原則 2 における確率の定義は、表 SA9 に準じなければならない。 □

表 SA9：異なる得点基準で要求される確率。PI 2.4.1 および 2.5.1 では逆の表現が用いられているが、PI 2.2.1 と同じ確率を表す。

業績評価指標	SG60 で要求される確率	SG80 で要求される確率	SG100 で要求される確率
PI 1.1.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 95 以上
PI 2.1.1	パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 90 以上
PI 2.2.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 60 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 80 以上
PI 2.3.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 90 以上
PI 2.4.1	「可能性は低い」 パーセンタイル値は 40 以下	「可能性は極めて低い」 パーセンタイル値は 30 以下	「可能性は極めて低い」という証拠がある パーセンタイル値は 20 以下
PI 2.5.1	「可能性は低い」 パーセンタイル値は 40 以下	「可能性は極めて低い」 パーセンタイル値は 30 以下	「可能性は極めて低い」という証拠がある パーセンタイル値は 20 以下

- SA3.2.4 第一種の SG における「加入が損なわれるレベルより上」は、原則 1 の [SA2.2.3](#) に従って解釈しなければならない。

## SA3.3 データPIに対する全般的な要求事項!!

- SA3.3.1 特定の評価項目に対し、UoA が影響を及ぼしていないと審査チームが判断し、結果 PI における得点が 100 となった場合でもデータ PI の採点は行わなければならない。

SA3.3.2 SG100 レベルにおける「方策を実行するのに妥当な情報」とは、包括的な研究計画によって得られた管理上のニーズを満たす情報を含むものとして解釈しなければならない。当該情報は、短期間の管理ニーズだけでなく、審査対象漁業の長期管理システムに係る包括的な研究体制のために利用されなければならない。

## SA3.4 原則 2 の第一種に対する結果の業績評価指標 (P1 2.1.1)

表 SA10: PI 2.1.1 第一種に対する結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種 UoA は第一種の加入が損なわれるレベル (PRI) より上を維持することを目標とし、PRI に満たない場合にも第一種の回復を妨げていない。	結果状況 2.1.1	(a) 主要第一種の資源状態	主要第一種の状態は、PRI レベルより上にある可能性が高い。  または、  魚種が PRI に満たない場合、確実に UoA が回復と再生を妨げないようになると考えられる措置が講じられている。	主要第一種の状態は、PRI レベルより上にある可能性がかなり高い。  または、  魚種が PRI に満たない場合、回復の証拠もしくは当該魚種を主要とする全ての MSC UoA の間に、集合的に回復と再生を妨げないようにするために確実に効果のある方策が講じられている。	主要第一種の状態は PRI より上であり、そして MSY レベルあたりで変動している確実性が高い。
		(b) マイナーな第一種の資源状態			PRI に満たないマイナーな種の場合、UoA がその回復と再生を妨げていない証拠がある。

SA3.4.1 審査チームは「主な」第一種とそうでないものを識別し、その根拠を示さなければならない。◎

SA3.4.2 以下の魚種は「主な」種と見なす。!!

SA3.4.2.1 UoA による全ての魚種の総漁獲量の 5 %以上を占める種である。

SA3.4.2.2 「復元力に劣る」種に分類され、UoA による全ての魚種の総漁獲量の 2 %以上を占める種である。

- a. 審査チームは以下の基準の少なくともいずれかを基に「復元力に劣る」種であるかを判断しなければならない。
  - i. 復元力が本来低い種であることが生産性から伺える。例えば PSA の生産性に関する得点が低い、もしくは中位の生産性に相当する、

もしくは：

- ii. 本質的な復元力は高いものの、生活史への人為的もしくは自然な変化により、復元力が低下してしまっていることが既存の知識から伺える。□

SA3.4.3 個体が生きたまま投棄される場合、「主な」種には該当しない。

- a. 審査チームは漁獲後死亡数が大変低いという確固たる科学的証拠を示さなければならない。

SA3.4.4 種の漁獲量が、SA3.4.2.1 および SA3.4.2.2 で示された 5% もしくは 2% という重量閾値に満たない場合、UoA の総漁獲量が極めて大きいために、P2 魚種の漁獲率がたとえ低くても、資源／個体群に大きな影響を与える場合には、審査チームは当該魚種を「主要」な魚種に分類しなければならない。□

SA3.4.5 「主要」でない第一種はすべてマイナーな種と考えなければならない。

SA3.4.6 SG80 レベルにおいて、魚種の資源量が、加入が損なわれるレベルよりも低い場合、MSC UoA 全体で魚種の回復を妨げていないことを見定めるために、審査チームは次のいずれか、あるいはいくつかの証拠を、「回復の証拠」もしくは「方策が効果をあげている証拠」と見なさなければならない。

- a. 資源状態の推定期間による直接的証拠。
- b. 資源全体の状態を示す資源状態の時系列の指標、および代替指標からの間接的証拠。
- c. 資源の漁獲数が FMSY より低いことを示す漁獲率の指標、代替指標もしくは絶対的予測。
- d. 総漁獲量における MSC UoA 全体の合計漁獲量の割合が資源の回復を妨げない程度であるという直接的証拠。

SA3.4.7 得点項目(a)を採点する際、審査チームは、死亡数を最小限にするための措置の実施により、不要な魚種の漁獲もしくは死亡への変化(P1.2.1.2 得点項目(e)があつたかどうかを考慮しなければならない。!!

## SA3.5 第一種管理方策の業績評価指標 (PI 2.1.2) !!

表 SA11: PI2.1.2 第一種管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種  第一種を維持、もしくは回復を妨げないための方策が講じられており、不要魚種の死亡を最小限にするために、UoA が定期的に措置の見直しをし、適切な措置が実施されている。	管理方策  2.1.2	(a) 管理方策が講じられている。 <input checked="" type="checkbox"/>	PRI レベル以上の可能性の高い主要第一種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げないことが期待できる措置が、必要に応じて UoA で講じられている。	PRI レベル以上である可能性がかなり高い主要第一種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げないことが期待できる措置が、必要に応じて UoA で講じられている。	主要及び従属第一種の管理方策が UoA で講じられている。
		(b) 管理方策の評価	その方策は、もっともらしい議論（例えば、一般的な経験、理論、近似する UoA ならびに種との比較）に基づき効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、方策／部分的方策の効果を確信すべき何らかの客観的根拠がある。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策の効果の確信が極めて高く、検証試験でも確認されている。
		(c) 管理方策の実施 <input checked="" type="checkbox"/>		部分的方策が効果的に実施されている証拠がいくつかある。	部分的方策が効果的に実施されており、得点項目 a) の全体的な目標を達成しつつあるという明確な証拠がある。

	(d) シャーク・フィニング <input checked="" type="checkbox"/>	シャーク・フィニングが行われていない可能性が高い。	シャーク・フィニングが行われていない可能性がかなり高い。	シャーク・フィニングが行われていない確実性が高い。
	(e) 代替措置の見直し <input checked="" type="checkbox"/>	UoA 起因の、主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが行われている。	UoA 起因の、主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、全ての主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが、半年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。

SA3.5.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI について採点しなければならない。!!

### シャーク・フィニング

SA3.5.2 第一種がサメの場合、シャーク・フィニングが行われていないことを保証するため、審査チームは得点項目 (d) について SA2.4.3～SA2.4.7 に従い、漁業を採点しなければならない。□

### 不要漁獲物に関する措置の見直し

SA3.5.3 SA3.1.6 で定義されている不要漁獲物がある場合、審査チームは得点項目 (e) の採点をしなければならない。

SA3.5.3.1 得点項目 (e) における「代替措置」の採点をする際、審査チームは「代替措置」を、当該魚種もしくは属種の偶発的な死亡数を最小限に抑えるのに効果をあげている代替漁具および／もしくは漁法として解釈しなければならない。!!

SA3.5.3.2 得点項目 (e) における「定期的な見直し」は少なくとも 5 年に一回を意味しなければならない。□

SA3.5.3.3 得点項目 (e) において、見直された措置を実施する、という文脈における「適宜」とは、検討された代替措置が以下の条件を満たす場合であると解釈しなければならない。!!

- a. 現行の漁具および漁法よりも不要漁獲物の死亡を軽減する効果があることが確認され、

## Fisheries Certification Requirements

- b. 対象種の漁獲および船団と船員の安全への影響に関して、既存の措置と同等の効果があることが確認され、
- c. 他の種および生息域への負の影響がないことが確認され、
- d. コスト面での実施が負担ではない。○

## SA3.6 第一種に関するデータ／モニタリングPI (PI 2.1.3) □

表 SA12: PI2.1.3 第一種に関するデータ／モニタリング PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種	データ／モニタリング 2.1.3	(a) 主な種への影響の査定に必要なデータの充分さ。 <input checked="" type="checkbox"/>  第一種の性質と状態に関する情報は、UoA が及ぼすリスク、及び非第一種を管理するための方策の効果を知る上で充分である。	UoA が主要第一種の状態に及ぼす影響を推定するのに充分な定性データがある。  または、  UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合：  主要第一種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。	UoA が主要第一種の状態に及ぼす影響を評価するための定量データがある程度足りている。  または、  UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合：  主要第一種の生産性および耐性特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。	UoA が主要第一種の状態に及ぼす影響を、高い確実性をもって評価するのに必要な定量データが充分にある。
		(b) マイナーな種への影響の評価に必要なデータの十分さ <input checked="" type="checkbox"/>			UoA がマイナーな第一種の状態に及ぼす影響を推定するために妥当な定量的データがある程度ある。
		(c) 管理方策に必要なデータの充分さ	主要第一種の管理措置を支えるために充分なデータがある。	主要第一種の部分的方策を支えるためのデータが足りている。	全ての第一種の管理方策を支え、方策が目的を達成しつつあるかどうかについて、確実性の高い評価をするためのデータがある。

SA3.6.1 データ不足の得点項目の採点に際して RBF を使用した場合には、得点項目 (a) の後半を使用しなければならない。

SA3.6.2 審査チームは UoA による全ての主要魚種の漁獲量および死亡数について報告すると共に、情報の妥当性についても記述しなければならない。その際にデータが定性的か定量的であるか、そしてデータソースについても言及しなければならない。

SA3.6.2.1 変動係数もしくは推定精度が分かっている場合には、情報の妥当性に関する記述に含めなければならない。

SA3.6.2.2 漁獲された魚種もしくはその一部が SA3.1.6 における「不要」な漁獲物に該当すると判断した場合、審査チームは該当する各魚種について、不要な漁獲物の推定割合を示さなければならない。

SA3.6.3 得点項目 (a) および(b) の採点において、審査チームは、結果指標の査定および変化を検知するためのデータの妥当性を判断する際、以下のことを考慮しなければならない。!!

SA3.6.3.1 魚種の資源状態に対する UoA の正確な影響を推定する重要性もしくは難度が高くなるにつれ、妥当な情報があったことを実証するために、より質の高い情報を求めなければならない。!!

SA3.6.3.2 データ収集方法の妥当性を判断する際、審査チームは以下のことを考慮しなければならない。□

- a. 推定精度（定性的もしくは定量的）
- b. データがどの程度検証できるか（単独、あるいは他のデータソースとのからみで）
- c. 推定およびデータ収集方法の潜在的偏り
- d. データの網羅性および
- e. データ収集の継続

SA3.6.4 得点項目 (c) の採点において、審査チームは、管理措置や部分的な方策、もしくは方策を実施するまでのデータの妥当性を考慮しなければならない。その際、UoA の操業もしくは管理システムの有効性もしくは実施に関する変化などによる主な魚種へのリスクレベルの変化を検出するための妥当性についても考慮しなければならない。!!

## SA3.7 従属種結果PI (PI2.2.1)

表 SA13: PI2.2.1 従属種結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種	<p>結果状況 2.2.1</p> <p>UoA は第二種を生物学的限界レベル以上に維持し、第二種が生物学的限界レベル以下の場合は、その回復を妨げていない。</p>	(a) 主要第二種の資源状態	<p>主要第二種は、生物学的限界より上にある可能性が高い。</p> <p>または、</p> <p>生物学的限界より下である場合、UoA が確実にその回復と再生を妨げないようにする措置が講じられている。</p>	<p>主要第二種は、生物学的限界より上にある可能性がかなり高い。</p> <p>または、</p> <p>生物学的限界より下である場合、回復の証拠があるか、もしくは UoA がその回復と再生を妨げないようにする確実に効果のある部分の方策が講じられている。</p> <p>そして</p> <p>生物学的限界範囲にない主要従属種の漁獲量が相当量ある場合、回復の証拠がある、もしくは集合的にその回復を妨げないようにする確実に効果のある方策が当該魚種を相当量漁獲する UoA で講じられている。</p>	<p>主要第二種は生物学的限界より上にある確実性が高い。</p>

		(b) マイナーな第二種の資源状態	<p>生物学的限界より下である場合、回復の証拠があるか、もしくは UoA がその回復と再生を妨げないようにする確実に効果のある部分の方策が講じられている。</p> <p>そして</p> <p>生物学的限界範囲にない主要従属種の漁獲量が相当量ある場合、回復の証拠がある、もしくは集合的にその回復を妨げないようにする確実に効果のある方策が当該魚種を相当量漁獲する MSC の複数の UoA によって講じられている。</p>	生物学的限界よりも低いマイナーな種については、UoA が第二種の回復および再生を妨げていない証拠がある。
--	--	----------------------	---	--

SA3.7.1 審査チームは「主な」第二種とそうでないものとを識別し、その根拠を示さなければならない。▣

SA3.7.1.1 適用範囲内にある種として定義された場合、SA3.4.2～SA3.4.5 の要求事項を適用しなければならない。

SA3.7.1.2 「適用範囲外」の種（両生類、は虫類、鳥類、ほ乳類）で ETP 種として分類されておらず、UoA による影響を受けている全ての種は主要な種として扱われなければならない。

a. SA3.4.3 の要求事項はここでも適用しなければならない。

SA3.7.2 審査チームは SA3.4.6 に示されている一般的アプローチをとることで回復の証拠および講じられている方策の実証可能な効果を評価しなければならない。!!

SA3.7.2.1 SG80 レベルにおける得点項目 (a) の後半について採点する場合、審査チームは「相当な漁獲量」のある MSC UoA の影響のみを検討しなければならない。

SA3.7.2.2 相当な漁獲量とは、主要第二種が UoA の漁獲重量の 10%以上を占めている場合と解釈すべきである。

SA3.7.3 得点項目 (a) を採点する場合、審査チームは, PI 2.2.2 の得点項目 (e) 、つまり不要魚種の死亡を最低限に抑えるための措置が実施されたことにより、不要魚種の漁獲もしくは死亡数に変化があったかどうかを考慮しなければならない。!!

## SA3.8 Secondary species management strategy PI (PI 2.2.2) 第二種 管理方策PI (PI 2.2.2) !!

PISGs 表 SA14: PI2.2.2 第二種管理方策 PISG

Component 評価項目	PI PI	Scoring issues 得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種  2.2.2  第二種を維持、もしくは回復を妨げないための方策が講じられており、不要魚種の死亡を最小限にするために、UoA が定期的に措置の見直しをし、適切な措置が実施されている。	管理方策  第二種を維持、もしくは回復を妨げないための方策が講じられており、不要魚種の死亡を最小限にするために、UoA が定期的に措置の見直しをし、適切な措置が実施されている。	(a) 管理方策が講じられている  <input checked="" type="checkbox"/>	生物学的限界レベル以上の可能性がかなり高い主要第二種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げない、もしくは UoA がその回復を妨げないことが期待できる措置が、必要に応じて UoA で講じられている。	生物学的限界レベル以上である可能性がかなり高い主要第二種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げない、もしくは UoA がその回復を妨げないことが期待できる部分的方策が、必要に応じて UoA で講じられている。	主要及び従属第二種の管理方策が UoA で講じられている。
		(b) 管理方策の評価	その方策は、もっともらしい議論（例えば、一般的な経験、理論、近似する UoA ならびに種との比較）に基づき効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、方策／部分的方策の効果を確信すべき何らかの客観的根拠がある。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策の効果の確信が極めて高く、検証試験でも確認されている。

		(c) 管理方策の実施 <input checked="" type="radio"/>		措置／部分的方策が効果的に実施されている証拠がいくつかある。	部分的方策／方策が効果的に実施されている、という明確な証拠があり、得点項目 a) の全体的な目標を達成しつつある。
		(d) シャーク・フィーニング <input checked="" type="radio"/>	シャーク・フィーニングが行われていない可能性が高い。	シャーク・フィーニングが行われていない可能性がかなり高い。	シャーク・フィーニングが行われていない確実性が高い。
		(e) 不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の検討	UoA 起因の、主要第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が行われている。	UoA 起因の、主要第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、全ての第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、半年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。

- SA3.8.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI に対する採点をしなければならない。
- SA3.8.2 第二種がサメの場合、審査チームは SA2.4.3～SA2.4.7 に従い、得点項目 (d)について採点し、UoA においてシャークフィーニングが行われていないことを確認しなければならない。
- SA3.8.3 当該 PI では、SA3.1.6 によって定義された不要漁獲物を特定するだけでなく、FCR7.4.1.1 により、MSC 規準の範囲外である全ての種を不要漁獲物として考慮しなければならない。
- SA3.8.4 得点項目 (e) の査定に関しては、SA3.5.3 およびその従属節を適用しなければならない。

## SA3.9 第二種のデータ／モニタリングPI (PI 2.2.3) ◉

表 SA15: PI2.2.3 第二種のデータ／モニタリング PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種 データ／モニタリング 2.2.3  UoA が及ぼしているリスク、及び第二種の管理方策の効果を確認するために必要な第二種の特徴や量に関するデータが足りている。	(a)  主要第二種への影響を評価するために必要なデータの充分さ。◉	(a)  主要第二種への影響を評価するのに充分な定性データがある。  または、  UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合：  主要第二種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。	UoA が主要第二種の状態に及ぼす影響を推定するのに充分な定性データがある程度足りている。  または、  UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合：  主要第二種の生産性および感受性の特質の評価に必要な定性データがある程度足りている。	UoA が主要第二種の状態に及ぼす影響を、高い確実性をもって評価するのに必要な定性データが充分にある。	
		(b)  マイナーな第二種への影響を評価する情報の妥当性◉			UoA がマイナーな第二種の状態に及ぼす影響を推定するために妥当な定量的数据がある程度ある
		(c)  管理方策に必要なデータの充分さ。	主要第二種の管理措置を支えるために充分なデータがある。	主要第二種の部分的管理方策を支えるためのデータが足りている。	全ての第二種の管理方策を支え、方策が目的を達成しつつあるかどうかについて、確実性の高い評価をするためのデータがある。

SA3.9.1 第一種に適用された SA3.6.1～SA3.6.4 を第二種にも適用しなければならないことに留意すること。!!

## SA3.10 ETP種の結果 P I (PI 2.3.1)

表 SA16: PI2.3.1 ETP種の結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP種 結果状況  UoAは、ETP種の保護に関する国内及び国際的な要求事項を満たしている。  UoAはETP種の回復を妨げていない。	2.3.1	(a) 個体群／資源へのUoAの影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。!!	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP種に関する規制が設けられている場合、UoAの影響は知られており、そうした規制の範囲内にある可能性が高い。	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP種に関する規制が設けられている場合、MSCのUoAの個体群／資源に関する総合的影響は知られており、そうした規制の範囲内にある可能性がかなり高い。	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP種に関する規制が設けられている場合、MSCのUoAの個体群／資源に関する総合的影響は知られており、そうした規制の範囲内にある可能性がかなり高い。
		(b) 直接的な影響	UoAによる既知の直接的影響が、ETP種の回復を妨げることにならない可能性が高い。	UoAの直接的影響がETP種の回復を妨げることにならない可能性がかなり高い。	UoAのETP種への直接的影響で、重大な悪影響がないという確実性が高い。
		(c) 間接的な影響		UoAの間接的な影響についても考慮されており、容認出来ない影響を与えない可能性がかなり高いと考えられる。	UoAによるETP種への間接的影響で、重度な悪影響がないという確実性が高い。

SA3.10.1 得点項目 (a) における「国の法令及び／もしくは国際的に定められた基準」は、適用可能な国内法もしくは拘束力のある国際協定により、SA3.1.5 およびその従属節によって定義されている種の保護および回復のために定められた基準のことをする。

SA3.10.1.1 適用可能な国内法や拘束力のある国際協定がない場合、審査チームは得点項目 (a) の採点を行ってはならない。

SA3.10.2 審査チームの採点は、UoAが当該要求事項に適合している可能性、および容認できない影響を与えている可能性を反映しなければならない。

SA3.10.2.1 UoA が「適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある」ことを以下のように解釈しなければならない。

- a. UoA が要件を満たしている可能性が高い SG60 レベルでは、保護回復のための要件を満たしているという証拠がある程度なければならない。
- b. MSC の UoA が総合的に要件を満たしている可能性がかなり高い SG80 レベルでは、保護回復のための要件を満たしているという直接的論証がなければならない。
- c. SG100 では、すべての条件の全面遵守が求められ、MSC の UoA の総合的な影響による ETP 種の死亡数はごく僅かでなければならない。ETP 種の捕獲がない UoA は SG100 を満たしていることになる。

SA3.10.3 得点項目 (a) および (b) の採点をする際、審査チームは ETP 種の死亡を最小限にするための措置 (PI 2.3.2 得点項目 (e)) を講じたことにより ETP 種の漁獲数もしくは死亡数に変化があったかどうかを考慮しなければならない。□

## SA3.11 ETP種の管理方策PI (PI 2.3.2)!!

表 CB15: PI2.3.2 ETP 種管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP 種	<p>管理方策 2.3.2</p> <p>UoA は以下のための予防的管理方策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—国内及び国際的な要求事項への適合。</li> <li>—UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると共に、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置を定期的に検討、実施。</li> </ul>	<p>(a) 講じられている管理方策（国内及び国際的な要求事項）</p> <p>(b) 代替の管理方策が講じられている。</p> <p>(c) 管理方策の評価</p>	<p>UoA 起因の ETP 種の死亡を最小限に抑え、その保護のための国内及び国際的な要求事項を満たす可能性がかなり高い措置が講じられている。</p> <p>UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると期待される措置が講じられている。</p> <p>方策は、一般的な経験や理論、類似の UoA や種との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。</p>	<p>ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への UoA の影響を管理し、ETP 種の保護のための国内及び国際的な要求事項を満たす可能性がかなり高い方策が講じられている。</p> <p>UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると期待される方策が講じられている。</p> <p>UoA 及び／もしくは対象となる種に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある。</p>	<p>ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への UoA の影響を管理し、ETP 種の保護のための国内及び国際的な要求事項を上回る包括的な方策が講じられている。</p> <p>UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にする ETP 種の管理のための包括的な方策がある。</p> <p>方策／包括的な方策は主に、UoA 及び、あるいは対象となる種に関する直接的なデータに基づいており、定量分析により、効果を上げる確実性が高いことが裏付けられている。</p>

		(d) 管理方策の実施		措置／方策が効果的に実施されている証拠がある程度ある。	方策／包括的方策が効果的に実施されており、得点項目(a)もしくは(b)の目標を達成しているという明確な証拠がある。
		(e) ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが行われている。	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが、半年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。

SA3.11.1 ETP 種に対する管理方策 PI を採点するにあたり、審査チームは死亡数を最小限に抑える必要性を考慮しなければならない。!!

SA3.11.1.1 採点をする際には、直接死亡や損傷による死亡を含む、直接死亡の原因をすべて考慮しなければならない。

SA3.11.2 審査チームは ETP 種の管理方策を評価する際に得点項目 (a) もしくは (b) の採点をしなければならない。

SA3.11.2.1 ETP 種の保護及び再生のための国内及び国際的な要求事項が規定されている場合には、得点項目 (a) を採点しなければならない。

SA3.11.2.2 ETP 種の保護及び再生のための国内及び国際的な要求事項が規定されていない場合には、得点項目 (b) を採点しなければならない。

SA3.11.3 得点項目 (e) の採点をする際、不要な種の死亡に関する要求事項である SA3.5.3 およびその従属節を、ETP 種の死亡にも適用しなければならないことに留意すること。▣

## SA3.12 ETP種データPI(PI 2.3.2) ◉

表 SA18: PI2.3.3 ETP種のデータ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP種	データ／モニタリング 2.3.3  UoAによるETP種への影響を管理を支えるため、以下のようないちが集められている： —管理方策を開発するためのデータ —管理方策の効果を査定するためのデータ、および —ETP種の結果状況を判断するためのデータ。	(a) 影響の査定に必要なデータの充分さ。	UoAによるETP種の死亡を推定するのに充分な定性データある。  または  UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合：  ETP種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。	UoA起因の死亡および影響を査定し、UoAがETP種の保護と回復を脅かす可能性があるかどうかを評価するための定量データがある程度足りている。  または  UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合：  ETP種の生産性および感受性の特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。	ETP種に対し、UoAがどれほど影響を及ぼし、死亡や損傷の原因となっており、それによるETP種の状態を高い確実性をもって評価するのに必要な定量データがある。

SA3.12.1 SG60 や SG80 で使われている「UoA 起因の（UoA による）死亡」という表現は、審査対象の UoA における死亡と解釈すべきである。

SA3.12.2 SA3.6.2.2 を除く SA3.6.1～SA3.6.4 の要求事項を全ての ETP種に適用しなければならない。その際、ETP種の場合「主要」な種はないことに留意すること。

## SA3.13 生息域に関する結果PI (P1 2.4.1) □

表 CB17: PI2.4.1 生息域結果 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域  漁業管理機関の管轄内における生息域において、UoA は生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼしていない。	結果状況  2.4.1	(a) 頻繁に遭遇する生息域の状態	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は低い。	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は極めて低い。	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は極めて低い、という証拠がある。
		(b) VME (脆弱な海洋生態系) の生息域の状態	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性は低い。	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性は極めて低い。	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性が極めて低いという証拠がある。
		(c) 副生息域の状態			UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで副生息域の構造や機能を低下させる可能性が極めて低いという証拠がある。

SA3.13.1 審査チームは、生息域に関する評価項目では、生息域の構造及び機能に対して、UoA が及ぼす影響を査定しなければならない。□

SA3.13.1.1 SA3.13.1 を評価するのに充分な情報がない場合、審査チームは RBF (CSA) を使用しなければならない。□

SA3.13.1.2 SA3.13.1 を評価するのに充分な情報がある場合にも、RBF (CSA) を使用することはできるが、必須ではない。

SA3.13.2 底生生息域を評価する際、審査チームは以下の生息域特性を基に生息域を分類しなければならない。!!

- a. 底質-堆積物の種類 (例 : 硬い底質)

- e. 地形学-海底地形（例：平坦で岩の多い段丘）
- f. 生物相-特徴的な植物および／あるいは動物群（例：昆布が主の海草藻場および複数の表性動物）

SA3.13.3 審査チームは、漁業との遭遇が頻繁な生息域と VME(脆弱な海洋生態系) および従属的、すなわちそれ以外の生息域をそれぞれ見極め、その根拠を示さなければならない。□

SA3.13.3.1 漁業との遭遇が頻繁な生息域とは、UoA の統治機関の管轄内の管理海域における生息域の範囲と UoA の空間的（地理的）な重なりとを考慮した上で、UoA が使用する漁具と定期的に遭遇する生息域として定義しなければならない。□

SA3.13.3.2 VME<sup>1</sup>は、GSA3.13.3.2 に記されている、FAO ガイドライン<sup>2</sup>のパラグラフ 42、サブパラグラフ (i) -(v) における定義に準じなければならぬ。本定義は水深にかかわらず、EEZ の内外に適用しなければならない。□

SA3.13.4 審査チームは「深刻、あるいは不可逆的な被害」を、生息域の構造および機能が減退（表 SA8 の定義を参照）し、漁業が完全に行われない状況において、5 年から 20 年の間に、生息域の構造および機能が少なくとも 80%まで回復できなくなった状態と解釈しなければならない。!!

SA3.13.4.1 審査チームは、VME における「深刻、あるいは不可逆的な被害」を、生息域の構造および機能が漁業の影響を受けていないレベルの 80%未満まで減少してしまった状態として解釈しなければならない。□

SA3.13.5 生息域の状態及び漁業の影響について審査する場合、漁業域と重なる生息域だけでなく、審査単位が操業する海域での漁業管理に責任を持つ、地元、国家、国際的な組織によって管理されている生息域全体（つまり「管理された海域」）について検討しなければならない。!!

SA3.13.5.1 審査チームは入手可能なすべての情報（例：生態地域情報）を使って審査対象の生息域の範囲および分布を確定し、その分布が「管理区域」内にあるか、「管理区域」を超えているかの判断しなければならない。

SA3.13.5.2 生息域の範囲が「管理区域」内にある場合、審査チームは「管理区域」内にある生息域について検討しなければならない。

SA3.13.5.3 生息域の範囲と「管理区域」とが重なる場合、審査チームは「管理区域」内外にある生息域について検討しなければならない。

SA3.13.6 審査チームは、SG60, SG80, SG100 における「可能性が低い」、「可能性が極めて低い」、「証拠」の意味を表 SA9 に従って解釈しなければならない。

<sup>1</sup> 統治機関が予防的アプローチを探っている状況（生息域が VME かどうか不明である等）及び生息域が潜在的 VME として扱われている状況に対応するため、要求事項及びガイダンスを通じて「VME」は「潜在的 VME」も含む。

<sup>2</sup> 国連食糧農業機関 2009 年 *International guidelines for the management of deep-sea fisheries in the high seas.* FAO、ローマ

## SA3.14 生息域の管理方策PI (PI 2.4.2) □

表 CB19: PI2.4.2 生息域の管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	管理方策 2.4.2  UoA が生息域に深刻、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクがないことを確実にするための方策が講じられている。	(a) 講じられている管理方策□	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される措置が、必要に応じて講じられている。	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される部分的方策が、必要に応じて講じられている。	MSC, 非 MSC を問わず、すべての UoA による生息域への影響を管理する方策が講じられている。
		(b) 管理方策の評価	措置は、一般的な経験や理論、類似の UoA や生息域との比較、といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータから判断して、措置／部分的方策の効果への確実性に対する客観的根拠がある程度ある。	UoA および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータから判断して、部分的方策・方策は、効果を上げる確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付けられている。
		(c) 管理方策の実施		措置／部分的方策が効果的に実施されている定量証拠がある程度ある。	部分的方策／方策が効果的に実施されており、得点項目(a)の目標を達成している、という明確な定量証拠がある。
		(d) 管理に関する要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている VME 保護措置の順守。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項を順守している定性証拠がある。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている関連の VME 保護措置を順守している定量的証拠がある程度ある。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている関連の VME 保護措置を順守している確固たる定量的証拠がある。

SA3.14.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI を採点しなければならない。□

SA3.14.2 審査チームは生息域の管理における措置、部分的方策および方策について、それぞれの違いを検討しなければならない。!!

SA3.14.2.1 SG100 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に接触する UoA の「方策」が、漁業のいかなる活動も VME への深刻あるいは不可逆的な被害を及ぼさないための包括的な影響評価に基づく包括的な管理計画を含むものでなければならない。□

SA3.14.2.2 SG80 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に遭遇する UoA の「部分的な方策」が、少なくとも以下の点を含むものでなければならぬ。!!

- a. VME 保護のための管理措置（例：禁漁区の指定）を順守する要求事項。
- b. UoA による、VME との接触を回避するための予防的措置の実施。予防措置の例としては、VME への深刻で不可逆的な潜在的被害を回避するための科学的根拠に基づく漁具や生息域に特化した回避ルールや禁漁区の設定等が挙げられる。

SA3.14.2.3 SG60 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に接触する UoA の「措置」は、少なくとも以下の点を含むものでなければならない。□

- a. VME 保護のための管理措置（例：禁漁区の指定）を順守する要求事項。
- b. VME との接触を回避するために講じた一般的に受け入れられている回避ルールに基づく予防的措置の実施。

SA3.14.3 UoA が VME に影響を及ぼしている場合、および／もしくは別の MSC UoA または非 MSC 漁業が、SA3.13.5 で定義されている UoA の「管理区域」内の VME に影響を及ぼしている場合には、得点項目 (d) の採点をしなければならない。□

SA3.14.3.1 複数の MSC UoA の累積的な影響による、VME への深刻、あるいは不可逆的な被害が起きる可能性を避けるため、審査チームは得点項目 (d) を採点する際に、UoA が以下の点をどれほど考慮しているかを査定しなければならない。

- a. ほかの MSC UoA が回避ルールによる禁漁区の設定など、予防的保護措置を実施している場合に、それを考慮し、同様の措置を講じている。
- b. 非 MSC 漁業からの関連情報が入手できる場合にはそれを考慮している。

SA3.14.3.2 「関連している」かどうかの決定をする際、以下のことが検討されなければならない。□

- a. 禁漁区の設定が明らかに他の目的ではなく、科学的根拠および最善事例に基づいた VME の予防的保護措置のみを目的にしている。
- b. 回避ルールによって設定された禁漁区の回避、および全 MSC UoA が実施しているその他の措置への考慮。
- c. 非 MSC 漁業が実施している関連する回避水域の経緯度が、当該非 MSC 漁業の管理法人によって公開されている場合などにより入手可能な場合には、それを順守している。

## Fisheries Certification Requirements

SA3.14.4 審査チームは、得点項目 (d) を採点する際に、UoA が、VME 関連の要求事項を効果的に実施できるために必要な電子データ、もしくはその他の検証済みデータについて、UoA の規模および集約度に適った情報量がどれくらい入手可能かによって、「証拠」のレベルを解釈しなければならない。■

## SA3.15 生息域データPI(PI 2.4.3) !!

表 SA21: PI2.4.3 生息域データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域 UoA が生息域に及ぼしているリスク、及び生息域への影響に対する管理方策の効果を確認するためのデータが充分にある。	データ／モニタリング 2.4.3	(a) データの質	主な生息域の形態と分布に関する、広義の理解がある。  OR もしくは UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には： 主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定性的データがある。	UoA の漁域内の主な生息域の特徴、分布および脆弱性が、UoA の規模と集約度に見合う詳細レベルで把握されている。  OR もしくは UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には： 主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定量データがある。	漁域内のすべての生息域分布について知られており、特に脆弱な生息域がどこにあるかが把握されている。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(b) 影響を評価する為に必要なデータの充分さ。	生息域と漁具の空間的な重複など、漁具の使用による主な生息域への影響に対する広義の理解に必要なデータが充分にある。  もしくは  UoA の PI 2. 4. 1 得点を出すのに CSA が使われている場合には：  主な生息域における結果、およびその空間特性を推定するのに充分な定性データがある。	主な生息域への UoA の主な影響を確認するのに必要なデータが充分にあり、漁具と生息域が交わる空間的範囲、および漁具が使用されるタイミングや場所についての信頼できるデータがある。  もしくは  UoA の PI 2. 4. 1 採点に CSA が使われている場合には：  定量データがいくらかあり、それは主な生息域における結果、およびその空間特性を推定するのに充分である。	すべての生息域への漁具の物理的影响が、十分に定量化されている。
		(c) モニタリング !!		主な生息域へのリスクの上昇を検知するために必要なデータが継続的に収集されている。	時間の経過による生息域の分布変化が、観測されている。

SA3.15.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI に対して採点しなければならない。

SA3.15.2 審査チームは「主要」な生息域とそうでない生息域を決定し、その根拠を示さなければならない。その際に SA3.13.3.1 および SA3.13.3.2 が適用される。□

SA3.15.3 データ不足の得点要素について、CSA を使用して採点した場合、審査チームは SG80 および SG80 レベルにおいては得点項目 (a) および(b) の後半を使用しなければならない。!!

SA3.15.4 審査チームは、SG80 や SG100 における「脆弱性」の意味を次の 2 つの要素に照し合わせて解釈しなければならない。

SA3.15.4.1 漁具が生息域に接触する可能性及び

SA3.15.4.2 漁具が生息域に接触することにより、生息域が変化させられる可能性。

SA3.15.5 SG100 レベルにおいては修飾詞「主な」が無く、審査チームはすべての生息域について検討しなければならない。

SA3.15.6 SG80 レベルにおける得点項目 (b) を採点する際、VME に遭遇する UoA について  
は少なくとも以下の情報がなくてはならない。

- a. UoA の足跡関連の地図や具体的な位置情報。
- b. VME 保護のための禁漁区の位置。
- c. SA3.14.3.2 に従い、UoA、その他の MSC UoA および非 MSC 漁業により、予防的措置として設定された禁漁区の位置。
- d. 予防的トリガー・レベルが適用される場合、その科学的定義の裏付けとなる VME であることを示唆する生物の漁獲量と漁獲率、および情報。

SA3.15.6.1 SA3.15.6 を満たす情報の詳細レベルについては、部分の方策もしくは方策の要求事項、および UoA の規模と大きさに照し合わせて決定しなければならない。

## SA3.16 生態系の結果PI (PI 2.5.1) ◻

表 SA22: PI2.5.1 生態系結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	結果状況 2.5.1  UoA は、生態系構造と機能の重要な要素に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼさない。	(a) Ecosystem status 生態系の状態	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は低い。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は極めて低い。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は極めて低い、という証拠がある。

SA3.16.1 この PI は、生態系全体の構造と機能について検討するものであり、審査チームは他の評価項目（原則 1 の対象種、第一種、第二種、ETP 種、そして 生息域）をこの評価項目とは別に採点しなければならない。

SA3.16.2 審査チームは、構造と機能への深刻、あるいは不可逆的被害を、表 SA8 に示されているように解釈しなければならない。 ◻

SA3.16.3 「主な」生態系要素とは、生態系の特性やダイナミクスを形作る上で最も大切な要素で、UoA の規模や集約度との関連で考えるべきである。それは、生態系の構造や機能の完全性を維持し、生態系の復元力と生産性の決め手となる。

SA3.16.4 SG60, SG80, SG100 で使われている「可能性が低い」、「可能性が極めて低い」及び「証拠」という表現は、表 SA9 に示されているように解釈しなければならない。

SA3.16.5 審査チームは以下のことを確認しなければならない。

SA3.16.5.1 SG60 や SG80 における定性分析、及び／あるいは専門家の判断は、表 SA9 の定量確率解釈とほぼ一致するべきである。

- a. 一致する根拠も提示しなければならない。
- b. 幅広い知見や代替的仮定を用い、SG の確率解釈について定性的判断を行うこともできる。
- c. SICA 審査法を使用してこの業績評価指標を査定し、様々な視点に基づいて、SG の確率解釈に関する判断を行なうこともできる。

## SA3.17 生態系管理方策PI(PI 2.5.2) □

表 SA23: PI2.5.2 生態系管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系 2.5.2 生態系の構造や機能に深刻な、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクが確実にないようにするための措置が講じられている。	管理方策 2.5.2 生態系の構造や機能に深刻な、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクが確実にないようにするための措置が講じられている。	(a) 講じられている管理方策	生態系の重要な要素に対するUoAの潜在的な影響を念頭において措置が、必要に応じて講じられている。	入手可能なデータを念頭において部分的方策が、必要に応じて講じられており、SG80レベルを満たすまでにUoAの生態系への影響を軽減する効果が期待できる。	UoAによる生態系への主な影響全てに対する措置からなる計画に基づいた方策が講じられており、措置の少なくとも一部は講じられている。
		(b) 管理方策評価	措置は、一般的な経験や理論、類似のUoA／生態系との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA及び／もしくは対象となる生態系に関する直接的なデータから判断して、措置／部分的方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある程度ある。	UoAおよび／もしくは対象の生態系に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策は、効果を上げる確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付けられている。
		(c) 管理方策の実施		措置／部分方策が効果的に実施されている証拠がいくつかある。	部分的方策／包括的方策が効果的に実施されており、得点項目(a)の目標を達成しているという明確な証拠がある。

SA3.17.1 生態系管理 PI の SG60 を満たすに必要な措置は、対象種やその他の評価項目への影響を管理するのが主な目的であっても、生態系の結果を達成する可能性があることに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.2 SG100 を満たすに必要な計画および措置は、UoA と生態系の構成項目および要素との良く知られている機能的関係を基にしたものでなければならないことに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.2.1 UoA による生態系への深刻、あるいは不可逆的な被害を確実に防ぐ万全を期した方策の策定を含む計画でなければならない。

SA3.17.3 SG80 や SG100 レベルでの部分的、全般的方策にはそれぞれ、評価ツリーの中の別の箇所の評価項目への影響を管理するために計画、実施された措置が含まれていることがあることに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.3.1 そうした措置により、生態系への影響が、適切な基準に適合するよう、充分効果的に指摘されている場合、あえて特別な生態系措置を設ける必要はない。

SA3.17.3.2 原則 1 と 2 の他の評価項目における方策以外に、特別な方策を設ける必要がない場合もある。

SA3.17.3.3 生態系への影響が既存の措置で対処されていない場合、新しい措置の追加、または既存の措置を強化する必要がある場合がある。

## SA3.18 生態系データに関する業績評価指標 (P1 2.5.3)

表 CB23: PI2.5.3 生態系データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系 UoA が生態系に及ぼす影響についての知識が充分である。	データ／モニタリング 2.5.3	(a) データの質	生態系の要となる要素を識別するのに充分なデータがある。	生態系の要となる要素を広く理解するに充分なデータがある	
		(b) UoA の影響調査	生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響については、既存のデータから推測することができるが、詳細な調査は行われていない。	生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響については、既存のデータから推測することができ、詳細な調査はいかでか行われている。	UoA とこうした生態系の要素との相互作用については、既存のデータから推測でき、詳細な調査が行われている。
		(c) 構成要素の機能理解		生態系の構成要素（原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域）の主な機能は知られている。	原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域に対する UoA の影響は確認され、生態系におけるこれらの構成要素の主な機能が理解されている。
		(d) データの妥当性		これらの構成要素への UoA の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響のいくつかについては推測することができる。	これらの構成要素および素子への UoA の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響について推測することができる。
		(e) モニタリング		リスクの上昇を検知するため、十分なデータが継続的に収集されている。	生態系への影響を管理するための方策の開発を支えるだけの十分なデータがある。

SA3.18.1 当該 PI の得点項目 (b) において、審査チームは以下のことを行わなければならぬ。

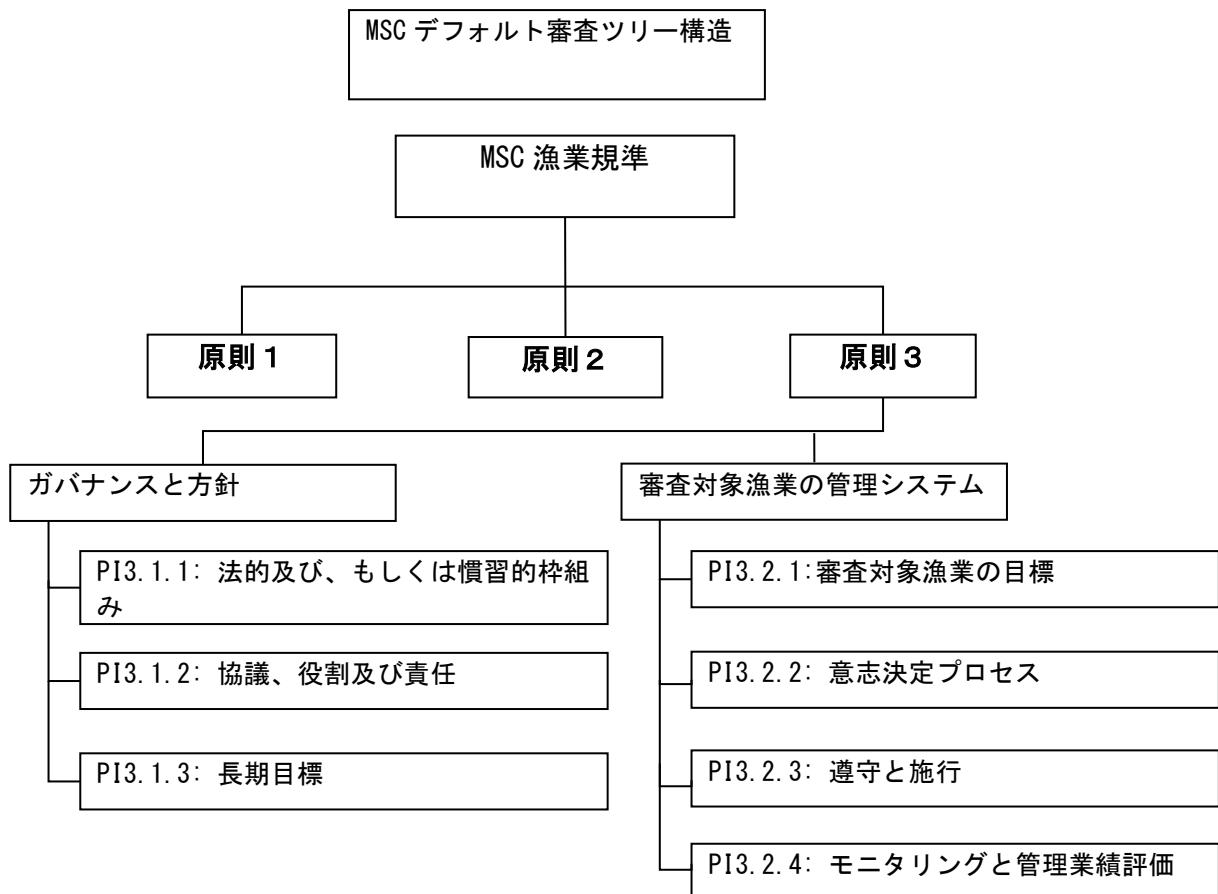
SA3.18.1.1 SG80においては、「生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響」について、ある程度のデータを要求する。

SA3.18.1.2 SG100 では、漁業とこうした生態系の要素との主な相互作用に焦点を当てる。このレベルにおいては：

- a. UoA はその生態系に対する影響を管理するだけでなく、環境の変化に応じた管理を行うことができるはずである。
- b. UoA の自然な生産性に対する環境変化の影響のモニタリングは、最善事例と理解されるべきであり、気候変動の重要性の高まりに対する認識も含めるべきである。

## SA4 原則3

表 SA3: 原則3 デフォルトツリー構造



### SA4.1 原則3に関する一般要求事項

- SA4.1.1 原則3への適合を審査するにあたり、審査チームは UoA の管理を管轄する単独、あるいは複数の機関を明確にしなければならず、その際に公式、非公式、及び／もしくは慣習的な管理システムについての検討も行わなければならぬ。!!
- 単独機関による管轄
  - 住民および単独機関による管轄
  - 共有資源
  - 跨界性魚類資源

- e. 高度回遊性魚種 (HMS)
- f. 個別の公海における非 HMS 資源

- SA4.1.2 國際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合もそうでない UoA も P3 業績評価指標の査定対象となる。
- SA4.1.3 PI および P2 の結果、および／もしくは P3 の実施に直接影響がない限り、他の漁業の國際漁業管理機関の業績の査定は行わない。!!
- SA4.1.4 非公式もしくは慣習的な管理システムに対する評価を行う場合、審査チームは提示する根拠の中に、以下の方法により、結果の正当性と信頼性を示す証拠を盛り込まなければならない。
- - a. 様々な方法を使用し、でデータを収集する。
    - b. 様々な立場のステークホルダーの意見や見解を相互検討する。
- SA4.1.5 審査チームは、管理システムの適格性を判断するにあたり、UoA の規模と集約度を検討しなければならない。

## SA4.2 原則 3 用語

- SA4.2.1 原則 3 の得点基準で用いられている「明確な」は、公式の成文化、あるいは成文化された管理措置やメカニズムにのみ適用されるものではない。
- SA4.2.2 「明確な」という用語は非公式なもの、しっかりと構築された効果的な管理措置やメカニズムに対しても適用されなければならない。
- SA4.2.3 曖昧なものから明確なものまで、管理業績を査定するにあたり、チームは以下のことを検討しなければならない。
- SA4.2.3.1 公式、非公式に限らず、そうした管理措置がどの程度 UoA に根付いているかということ。
  - SA4.2.3.2 UoA においてその管理措置を使用する者に、どれだけ理解され、適用されているかということ。
  - SA4.2.3.3 そうした措置がどれだけ永続的で明白であるかということ。

## SA4.3 法的及び、もしくは慣習的枠組みに関するPI (PI 3.1.1) □

表 SA25:PI3.1.1 法的及び、もしくは慣習的枠組み PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
運営と方針	<p>法的及び、もしくは慣習的枠組み</p> <p>3.1.1</p> <p>管理システムは、法的及び／もしくは慣習的適切かつ有効な枠組みの中にあり、</p> <p>— UoAにおいて持続可能な漁業管理を行うことが可能で、</p> <p>— 食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を守るために明確な法や慣習を尊重し、</p> <p>— 論争解決のための適切なメカニズムがある。</p>	(a) 法や規範と効果的な管理の適合性□	MSC の原則 1 及び 2 に則った漁業管理を実現するためには、有効な国内法体系があり、必要に応じて国際協力の枠組みがある。	MSC の原則 1 及び 2 に則った漁業管理を実現するためには、有効な国内法体系があり、必要に応じて組織立った有効な国際協力が行われている。	MSC の原則 1 及び 2 に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、国際協力に関する拘束力をもった手続きが存在する。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(b) 論争の解決 <input checked="" type="radio"/>	法的な論争を解決するメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。	法的な論争を解決するための透明なメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、それは殆どの問題に有効であると考えられ、UoA の内容に適している。	法的な論争を解決するための透明なメカニズムが管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、漁業の内容にも適していて、有効性も既に実証されている。
		(c) 権利の尊重	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利をおよそ尊重する法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは MSC の原則 1 及び 2 の原則の目標に準じたものである。	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を遵守するための法律や慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それは MSC の原則 1 及び 2 の原則に準じたものである。	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を守るための法律や慣習に対して公式な誓約を掲げるメカニズムが管理システム内にあり、それは MSC の原則 1 及び 2 の原則に準じたものである。

- SA4.3.1 審査チームは、UoAにおいて原則 1 及び 2 に則った持続可能性を実現するための適切で効果的な法的および／または慣習的な枠組みの有無の採点に焦点を当てるべきである。
- SA4.3.2 SG60 の得点要素を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。
- SA4.3.2.1 國際協力による資源管理の対象となっていない UoA の場合、以下のことを意味する。
- a. UoA の管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、

- b. これらの法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、UoA の背景や規模、分布、集約度に適した国内団体間の協力（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）の枠組みが構築されている。
- SA4.3.2.2 國際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合（例えば共有資源、跨界性魚類資源、HMS（高度回遊性魚類）、公海における非 HMS 資源）は以下が存在していることを意味する。
- つまり、UoA の管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や国際法、協定、合意、政策、
  - 他の地域や亜区漁業管理団体、管区漁業管理団体との協力枠組、もしくは
  - その他の二国間／多国間協定が存在し、それにより UNCLOS 海洋法に関する国連条約の第 63(2), 64, 118, 119 条および UNFSA 国連公海漁業協定第 8 条に則った持続可能な漁業管理に必要な協力体制が構築されている。
- SA4.3.2.3 協力により、少なくとも次の活動に関する UNFSA 第 10 条の目的が果たされなければならない。□
- 科学データの収集及び共有
  - 資源状態の科学的査定、および
  - 科学的助言の開発。
- SA4.3.2.4 認証単位に含まれる UoA の旗国は、関連の亜区漁業管理団体や管区漁業管理団体もしくはその他の二国間／多国間協定が存在する場合、少なくとも非加盟国として協力関係になければならない。
- SA4.3.3 SG80 の得点要素を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。
- SA4.3.3.1 國際協力による資源管理の対象となっていない UoA は以下の要件を満たしている。
- UoA の管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、
  - これらの国内法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、国内団体間の組織立った協力体制（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）が整っている。
- SA4.3.3.2 國際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合は以下の要件を満たしている。□
- UoA の管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や国際法、合意、政策が存在する。
  - UNCLOS 海洋法に関する国連条約の第 63(2), 64, 118, 119 条および UNFSA 国連公海漁業協定第 8 条に則った包括的な協力体制を構築する有効な地域間および／もしくは国際協力が行われている。
  - 協力により、少なくとも以下の活動に関する UNFSA 第 10 条の目的が果たされていなければならない。すなわち、科学データの収集、共有及

び普及、資源状態の科学的評価、および科学的助言の開発、当該持続可能な管理に関する助言と調和する管理行動の合意及び実施。

- d. 認証単位に含まれる UoA の旗国は、協定を結んだ組織もしくは参加グループに加盟しているか、そうした組織もしくは協定が存在する場合には、それらによって確立された保護管理措置の適用に合意していかなければならない。

SA4.3.4 SG100 の得点項目 (a) を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。

SA4.3.4.1 國際協力による資源管理の対象となっていない UoA は以下の要件を満たしている。

- a. UoA の管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、
- b. これらの国内法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、国内団体間の公式な協力体制（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）が構築されている。首尾一貫した、合理的な慣行や手段。

SA4.3.4.2 國際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合は、以下の要件を満たしている。

- a. UoA の管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や合意及び政策が存在し、
- b. UNCLOS 海洋法に関する国連条約の第 63(2), 64, 118, 119 条および UNFSA 国連公海漁業協定第 8 条及び第 10 条に則った包括的国際協力を管理する拘束力のある法律が存在する。
- c. RFMO/協定下の協力および RFMO の行動により、UNFSA 第 10 条の目的を明確、かつ効果的に達成しなければならない。

SA4.3.4.3 SG60, 80, 100 に共通して使われている「有効な国内法体系」という表現は、持続可能な漁業を行うために不可欠な特性や要素が以下の形態で存在する、という客観的な証拠をクライアントが提示できる、という意味で解釈すべきである。

- a. 首尾一貫した、合理的な慣行や手段の中に組み込まれている、もしくは、
- b. 首尾一貫した、合理的な「規則制定構造」に組み込まれている。

SA4.3.5 得点項目 (C) を採点するにあたって、原住民や先住民に関する慣例条約や国家条約により、特定のグループや個人に権利が付与されているかどうかの判断を、審査チームが独断で、あるいは一方的にしてはならない。

SA4.3.5.1 得点項目 (C) に関連して使われる「条約」という言葉は、国際条約や国家間条約は含まれず、原住民や先住民に特化した国家条約のみがこれに相当する。 ◎

SA4.3.6 SG60 の得点項目 (C) における「おおよそ尊重している」は、漁業管理の法的および／または慣習的な枠組みの中で、食糧供給を漁業に依存、あるいは漁業で生計を立てている人々の、法律で明確に定められている、あるいは慣習によつて認められている権利や長期的な利益が、考慮されているという証拠がある程

度ある、という意味で解釈すべきある。▣

SA4.3.7 SG80 の「遵守している」は、以下の意味であると解釈すべきである。

SA4.3.7.1 SG80 の「遵守している」は、食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の法律あるいは慣習によって認められている権利や長期的な利益が、条例や規則などの、より公的な取り決めによって考慮されている。

SA4.3.7.2 そうした人々の長期的な利益に対する配慮が、漁業管理の法的および／または慣習的な枠組みの中にある。

SA4.3.8 SG100 における得点項目 (c) における「公式に責任をもつ」は、漁業管理システムおよび／または方針や手段といった法的な管理枠組みの中で、原住民や先住民などの権利を法律的に義務づけることが成文化されていることをクライントが実証できる、と解釈されるべきである。

## SA4.4 協議、役割および責任に関するPI (P1 3.1.2) □

表 SA26: PI3.1.2 協議、役割及び責任に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ガバナンスと方針	協議、役割及び責任 <b>3.1.2</b>	(a) 役割及び責任□	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任がおおよそ理解されている。	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その責任と相互作用の主要な分野に関する機能や役割、責任が明確にされており、はっきりと理解されている。	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その責任と相互作用のすべての分野に関する機能や役割、責任が明確に打ち出され、はっきりと理解されている。
	管理システムの中に、関心があり、影響を受けるグループに公開されている有効な協議プロセスがある  管理プロセスに関わっている組織や個人の役割や責任が明快で、すべての関係当事者に理解している。	(b) 協議プロセス□	管理システムには、主な当事者から地元情報など、関連のある情報を入手し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。	管理システムには、地元情報を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について検討する用意がある。	管理システムには、地元情報を含む関連情報を常時求め、受け入れる協議プロセスがある。管理システムは入手した情報について検討する用意を示し、利用の有無について説明を行っている。
		(c) 参加		協議プロセスでは、関心のある影響を受ける関係当事者全員に参加の機会が与えられている。	協議プロセスでは、関係当事者全員に参加の機会を与え、参加を促すことにより、有効な関わりが推進されている。

SA4.4.1 チームは、地元情報などのデータを、漁業管理当局が各方面から入手し、それを広範囲な決定や方策、手段に反映させるために行っている協議プロセスの効果及び透明性に採点の焦点を絞るべきである。□

- SA4.4.2 この業績評価指標の採点では、入手したデータの種類やその利用目的や利用方法を定めることに焦点を当ててはならない。
- SA4.4.3 管理システム内の協議プロセスには管理システムレベルと審査対象漁業レベルの協議プロセスの両方が含まれていることを、審査チームは検証しなければならない。 ◻
- SA4.4.4 SA4.1.3に則り、多国間および全国レベルでの協議プロセスも含めて検討しなければならない。 ◻
- SA4.4.5 チームは、「地元情報」を、定性的データ及び／または事例、及び／または定量的な情報、及び／または管理システムによって管理されている UoA の地元の個人や団体から入手したデータのことであると解釈しなければならない。 ◻

## SA4.5 長期目標に関するPI (PI 3.1.3) □

表 CB27: PI3.1.3 長期目標 PISG

Component 評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ガバナンス と方針	長期目標 3.1.3  管理方針の中に、意志決定の際の指針となる明確な長期目標があり、その目標は MSC の原則と基準に則っており、予防的アプローチが組み込まれている。	(a) 目標!!	MSC の漁業認証規準および予防的アプローチに合致した長期目標が管理方針の中に潜在的に存在し、意志決定の際の指針となっている。	MSC の漁業認証規準および予防的アプローチに合致した明確な長期目標が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。	MSC の漁業認証規準および予防的アプローチに合致した明確な長期目標の設定と実行が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。

- SA4.5.1 ここでいう管理方針は、審査中の特定の UoA ではなく、審査対象漁業を含むより広義な意味での管理システムの方針を指すものとして解釈しなければならない。
- SA4.5.2 この PI の採点における予防的アプローチの意味は、情報が不確実な場合や、信頼性がなく、不十分な場合には用心し、適切な科学データがないことを理由に保護管理措置の実施を延期したり、止めたりしないことであると審査チームは解釈しなければならない。

## SA4.6 審査対象漁業の管理システムに関するPI

SA4.6.1 審査チームは、審査対象漁業の管理システムが全てにおいて、対象漁業の規模や集約度、文化的背景に適したものであることを検証しなければならない。

## SA4.7 審査対象漁業の目標に関するPI (P1 3.2.1) □

表 SA28: PI3.2.1 審査対象漁業の目標に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	審査対象漁業の目標 3.2.1  審査対象漁業の管理システムは、MSC の原則 1 及び 2 で示された結果を達成するために明確で具体的な目標を掲げている。	(a) 目標 <input checked="" type="checkbox"/>	MSC の原則 1 及び 2 で示されたのとほぼ同じような結果を達成するための目標が、審査対象漁業の管理システムの中に潜在的に存在している。	MSC の原則 1 及び 2 で示された結果を達成するための短期及び長期目標が、審査対象漁業の管理システムの中に明確に打ち出されている。	MSC の原則 1 及び 2 で示された結果を明らかに達成するための明瞭で測定可能な短期及び長期目標が、審査対象漁業の管理システムの中に明確に打ち出されている。

SA4.7.1 審査チームは、原則 1 及び 2 の PI で採点される個々の漁獲方策や管理方策が、原則 3 の「審査対象漁業の目標」と一致していることを検証しなければならない。

SA4.7.1.1 当該 PI で目標を審査し、その目標を達成するための方策が原則 1 及び 2 で審査されなければならない。

SA4.7.2 SG100 における「測定可能な」は、大まかな目標をかけるだけでなく、目標達成に向けてどれだけの成果があげられたかが分かるよう、測定可能な目標設定を行うという意味で解釈しなければならない。□

## SA4.8 意思決定プロセスに関するPI(PI 3.2.2) □

表 SA29: PI3.2.2 意思決定プロセスに関するPISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	意思決定プロセス 3.2.2	(a) 意思決定プロセス !!	審査対象漁業の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスがある程度ある。	審査対象漁業の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く確立された意思決定プロセスがある。	
		(b) 意思決定プロセスの対応性	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された深刻な問題に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についてもある程度考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された深刻および重要な問題に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定されたあらゆる問題に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。

## Fisheries Certification Requirements

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(c) 予防的アプローチの適用		意思決定プロセスでは、最善の利用可能な情報に基づいた予防的アプローチがとられている。	
		(d) 管理システムおよび意思決定プロセスにおける責任と透明性  !!	業績及び管理活動に関するある程度の情報は、要請があればステークホルダーに提供される。	要請があれば、業績及び管理活動に関する情報が提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どういうことが行われ、あるいは行われなかつたかについての説明がなされている。	調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、管理システムがどういう対応を取ったかについての、業績及び管理活動に関する包括的情報の公式発表が、関心のあるすべてのステークホルダーに対して行われている。
		(e) 論争に対するアプローチ  !!	管理当局もしくは漁業は、再度、提訴の対象になっていたとしても、持続可能な漁業のための法律や規定に繰り返し背くといった法を軽視、あるいは無視する姿勢をとっていない。	管理当局もしくは漁業は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。	管理当局もしくは漁業は、訴訟を避けるための行動を積極的にとっており、提訴に対する判決に迅速に対応している。

- SA4.8.1 審査チームは、適切な科学データの不足を理由に、保護管理措置の実施を延期したり、止めたりしていないことを検証しなければならない。
- SA4.8.2 この PI の SG80 と SG100 における予防的アプローチとは、意思決定プロセスにおいて情報が不確実な場合や、信頼性がなく不十分な場合には注意をする、という意味で解釈しなければならない。
- SA4.8.3 SG100 では、合意形成プロセスの結果生じた措置や方策について、単独や单一のものというよりは包括的、総合的な措置で、全体的な方策であるべきであるこ

とを審査チームは検証しなければならない。

- SA4.8.4 得点項目 d、つまり管理システムおよび意思決定プロセスにおける責任と透明性について採点をする際、審査チームは管理システムの中に透明性と責任がどれほど確実に組み込まれているかを検討すべきである。
- SA4.8.4.1 審査チームは漁業の業績やデータの情報公開がどれほど行われているかについて検討すべきである。
- SA4.8.4.2 管理側により、漁業資源の持続可能な利用に影響を及ぼすような行動が取られた際に、ステークホルダーの方で、それに関する情報がどれくらい入手可能かどうかを検討すべきである。
- SA4.8.4.3 意思決定が入手可能な証拠と法に基づく正当な手続きによって行われていることをすべてのステークホルダーが把握できるよう、審査チームは意思決定プロセスの透明性について検討すべきである。
- SA4.8.5 SG60 レベルでは、補助金、割当、応諾、漁業管理の決定についての全般的な概要を、ステークホルダーの要請に応じて、提供しなければならない。
- SA4.8.6 SG60 レベルで必要とされる情報に加えて、意思決定に関する情報、意思決定に使用される漁業データ、意思決定の理由を、ステークホルダーからの要請に応じて、提供しなければならない。
- SA4.8.7 SG100 レベルでは、SG60 と SG80 にある情報が、全てのステークホルダーに公に、定期的に公開されていなければならない。

## SA4.9 遵守及び執行に関する業績評価指標 (P1 3.2.3) □

表 CB31: PI3.2.3 遵守及び執行に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	遵守と施行 3.2.3  漁業の管理措置がきちんと施行され、遵守されることを確実にするためのモニタリング、統制及び監視メカニズムがある。	(a) MCS の実施	漁業をモニタリング、統制及び監視するメカニズムが存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。	漁業に対するモニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び／もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。	漁業に対する包括的なモニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び規定を一貫して遵守できることが実証されている。
		(b) 制裁措置□	不適合行為に対する制裁措置が設けられており、適用されているという何らかの証拠がある。	不適合に対する制裁措置が設けられており、それは一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であると考えられる。	不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが実証されている。
		(c) 遵守□	漁業者は、審査対象漁業の管理システムを遵守していると概ね考えられ、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。	漁業者が、審査対象漁業の管理システムを遵守しているという証拠がいくらかあり、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。	漁業者が、審査対象漁業の管理システムを遵守しているという高い確信があり、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。
		(d) システム上の不適合		システム上の不適合を示す証拠がない。	

SA4.9.1 得点項目 (c) の採点に当たって、審査チームは、「必要な場合に漁師が管理当局に協力し、資源及び漁業を効果的に管理するために大切な漁獲高や投棄な

どのデータ収集」を行っているかどうかを得点に影響を与える要素の一つとして検討すべきである。□

- SA4.9.2 当該 PI に関する審査チームの判定は、可能なかぎり、関連する遵守及び施行機関や個人および／またはステークホルダーによる独立した、確かな情報に基づいて行われるべきである。
- SA4.9.3 チームは、SG100 の得点項目 (a) の採点に当たっては、モニタリング、統制、監視システムが、その範囲、システムの独立性及び、内部の監査とバランスに関連して、包括的であるかを検討すべきである。

## SA4.10 モニタリングと管理業績に関するPI (PI3.2.4) ◻

表 SA31: PI3.2.4 モニタリングと管理業績に関するPISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	モニタリングと管理業績評価 3.2.4	(a) 評価の範囲	管理システムの一部を評価するメカニズムが整っている。	管理システムの主要な部分を評価するメカニズムが整っている。	管理システムの全てを評価するメカニズムが整っている。
	審査対象漁業の管理システムの業績と目標とを照らし合わせてモニタリング、評価を行うシステムがある。  審査対象漁業と関連増殖プログラムの管理システムが効果的且つタイムリーにレビューされている。	(b) 内部及び／または外部のレビュー	漁業の管理システムに対し、時折内部レビューが行われている。	漁業の管理システムに対し、定期的な内部レビューに加え、時折、外部のレビューが行われている。	漁業の管理システムのに対し、定期的な内部及び外部のレビューが行われている。

SA4.10.1 SG80 や SG100 における「外部のレビュー」は、審査漁業の管理システム外、ということであって、必ずしも国際的ではない、と解釈すべきである。 ◻

SA4.10.2 「時折」と「定期的」は、UoA の集約度に応じて解釈するべきである。

---

End of Annex SA  
附属文書 SA 末尾

---